

三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

令和2年3月

三 重 県

はじめに

近年、全国の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、一方で再犯者率（刑法犯検挙者における再犯者の割合）は上昇傾向にあり、約半数を占めるに至っています。こうした背景から、平成 28 年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 年 12 月には国において「再犯防止推進計画」が策定されたところです。

県内の状況は全国と同様の傾向にあり、平成 30 年の再犯者率は 45.7%に達しています。

犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないためには、刑務所等で自らの罪を深く改め、出直しを期して出所してから、仕事がない、住居がない、福祉的支援につながらないなどの要因で社会的に孤立させないことが重要となっています。

こうしたことから、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援することで、再び罪を犯すことを防ぎ、より安全で安心な地域社会を実現するため、「三重県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

合わせて、県では犯罪被害者を支える社会の形成を促進するため、平成 31 年 4 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和元年 12 月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定したところであり、犯罪被害者に寄り添った取組を進めているところです。

犯罪や非行をした人たちには、被害に遭われた方やその家族等の心情や置かれた環境を理解し、責任を自覚することが求められます。再犯を防止し、新たな被害者を生まないことは被害に遭われた方やその家族等の願いでもあることから、この計画では、犯罪被害者等の心情等を理解するための取組についても重点課題の一つに位置付けています。

これまでも、犯罪や非行をした人たちの立ち直りについては、更生保護事業として、国の主導で取り組まれつつ、関係団体や保護司等の関係ボランティアの方々の地域社会における長年のたゆまぬ努力で育まれてきたところです。県としても、本計画の策定を更なる契機として、「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念のもと、国や市町、関係団体等の方々と連携し、総合的かつ計画的に施策を進めてまいります。

最後に、施策を推進していくにあたり、県民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りたく、温かなご支援をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

三重県知事 鈴木 英 敬



三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の重点課題と特徴	2
	(1) 計画の重点課題	2
	(2) 計画の特徴	3
5	計画の期間	3
6	推進体制	4
●	刑事司法手続等の流れ（少年保護手続等を含む）【略図】	5
●	更生保護関係団体・ボランティア	6

第2章 今後取り組んでいく施策

1	就労・住居の確保等のための取組	9
	(1) 就労の確保等	9
	◆三重刑務所における就労支援への取組	10
	◆NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組	11
	◆保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組	13
	① 就職に向けた相談・支援等の充実	14
	② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	14
	③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用	15
	④ 関係機関・団体との連携強化	15
	(2) 住居の確保等	16
	◆更生保護法人三重県保護会の取組	17
	◆津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組	18
	① 公営住宅への優先入居による支援	19
	② 住宅セーフティネット制度の活用促進	19
	③ 更生保護施設に対する援助・協力	19
	④ その他の取組	19
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	20
	(1) 高齢者又は障がい者等への支援等	20
	◆三重県地域生活定着支援センターの取組	21
	◆津地方検察庁における入口支援への取組	23
	① 保健医療・福祉サービスの提供	24
	② 関係機関・団体との連携の強化	24
	③ 地域福祉支援計画等の策定への対応	24

(2) 薬物依存を有する者への支援等	25
◆津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組	26
◆三重県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組	27
① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	29
② 関係機関との連携	29
③ 薬物事犯者の家族に対する支援	29
④ 民間団体への支援	29
⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発	30
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	31
① 児童生徒の非行の未然防止等	32
② 学校等と連携した立ち直り支援	34
③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援	34
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	35
◆三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組	37
◆宮川医療少年院の取組	38
◆三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の取組	39
◆津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情等の 理解を促すための取組	41
◆県の犯罪被害者等支援のための取組	42
① 少年・若年者に対する支援等	44
② 女性の抱える問題に応じた支援等	44
③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	44
④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等	44
⑤ 暴力団関係者等に対する指導等	45
⑥ 外国人に対する支援等	45
⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等	46
⑧ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	48
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	49
(1) 民間協力者の活動の促進等	49
◆三重県における更生保護女性会の取組	51
◆保護司及び保護司会とその任務 ～犯罪予防活動を中心に～	52
◆津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組 ～近年の保護司及び保護司活動に関して～	54
① 民間ボランティアの確保	56
② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	56
③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等	56
(2) 広報・啓発活動の推進等	57
① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	58
② 民間協力者に対する表彰	58
【資料】	
●用語集	59
●再犯防止推進法／国の再犯防止推進計画 概要版	68

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成28年には、約半数の48.7%を占めるに至る中、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が、平成28年12月に施行されました。

また、再犯防止推進法では、政府に対して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「国の再犯防止推進計画」という。）を定める義務が課せられており、法施行から1年後の平成29年12月には、国の再犯防止推進計画が策定されました。

本県においても、全国と同様に、刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率は上昇傾向にあり、約半数を占めるに至っています。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課せられており、本県の地方再犯防止推進計画として、本計画を策定し、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるものとします。

〔平成26～30年の三重県と全国における刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率〕

単位：人、%

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑法犯検挙者数	三重県	2,447	2,278	2,159	2,193	2,210
	全国	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094
刑法犯検挙者中の再犯者数	三重県	1,121	1,049	1,063	1,061	1,010
	全国	118,381	114,944	110,306	104,844	100,601
再犯者率	三重県	45.8%	46.0%	49.2%	48.4%	45.7%
	全国	47.1%	48.0%	48.7%	48.8%	48.8%

【出典】 犯罪白書（法務省）／犯罪統計書（三重県警察本部）

2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していきます。

〔参考指標〕	平成30年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数	1,010人 ^{（注1）}
〔目標値〕	令和6年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 → 平成30年比で20%減とする。	

(注1)【出典】平成30年犯罪統計書(三重県警察本部)

対象とする犯罪は、刑法犯(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他)とし、全体の検挙人員(2,210人(うち少年240人))中、45.7%の1,010人が再犯者です。

3 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者、非行少年又は非行少年であった者等を含むものとします。

なお、刑事司法手続等の流れについては、p5の図に記載しています。

4 計画の重点課題と特徴

(1) 計画の重点課題

本計画では、国の再犯防止推進計画を勘案し、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

「第2章 今後取り組んでいく施策」では、各々の重点課題について、現状や県内の関係機関等で既に行われている取組と考えられる課題を整理のうえで、県としての具体的な施策と取組を示していきます。

また、県内の国の関係機関をはじめとする各機関や団体において、再犯の防止等の観点で従来から行われている特徴的な取組等については、第2章にトピックス形式で取りあげ、その具体的な成果や課題を整理しています。

一方、犯罪や非行をした者が、再び罪を犯す背景には、様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、再犯者が出所後に「仕事」や「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりすることから、再び及んでしまうという悪循環に陥っていることが考えられます。

本計画では、すべての施策や取組を「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念から捉えていくものとします。

(2) 計画の特徴

① 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

本計画の重点課題においては、県独自に「犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」を加えています。

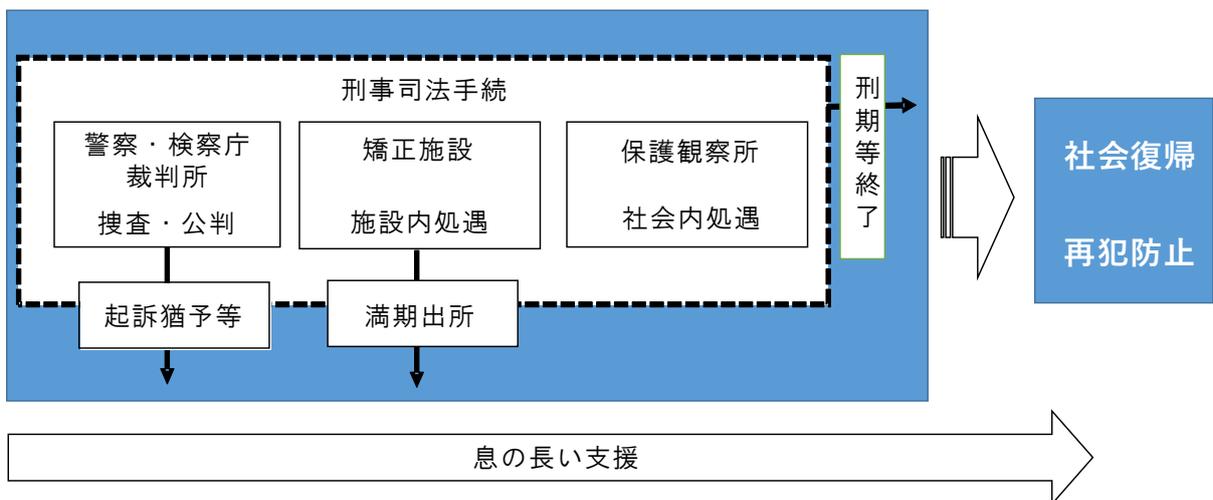
犯罪や非行をした者が、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等を理解し、その責任等を自覚することが、再び罪を犯さないために重要であることは当然であり、このことは、再犯防止推進法の基本理念及び国の再犯防止推進計画の基本方針にも明記されています。

三重県犯罪被害者等支援条例（平成 31 年 4 月施行）及び三重県犯罪被害者等支援推進計画（令和元年 12 月策定）に基づき、犯罪被害者等支援に取り組む県関係部局及び関係機関・団体等と連携し、犯罪や非行をした者が、犯罪被害者等の心情等を理解するための効果的な取組等を進めていきます。

② 刑事司法手続を終了した者に対する支援

これまでの再犯防止対策の取組では行き届いていない「満期出所者」「起訴猶予者（犯罪事実を行ったが、公訴を提起しない処分となった者）」「刑の執行猶予者（刑の執行猶予の言い渡しを受け、保護観察に付されなかった者）」等の刑事司法手続を終了した者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行っていくことにより、再犯の防止につなげていきます。

〔刑事司法手続終了後の社会復帰・再犯防止と「息の長い」支援のイメージ図〕



5 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。

ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の改定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとします。

6 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町や市町社会福祉協議会等との連携を図るとともに、県の関係部局間の連携体制を整えていきます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進行管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

〔国の関係機関〕

- ・ 津地方検察庁
- ・ 三重刑務所
- ・ 宮川医療少年院
- ・ 津少年鑑別所
- ・ 津保護観察所

〔関係団体〕

- ・ 更生保護法人三重県更生保護事業協会
- ・ 更生保護法人三重県保護会
- ・ 三重県保護司会連合会（及び16保護司会）
- ・ 三重県更生保護女性連盟（及び14地区会）
- ・ 三重県BBS連盟（及び6地区会）
- ・ NPO法人三重県就労支援事業者機構（及び16協力雇用主会）
- ・ NPO法人三重ダルク
- ・ 一般社団法人三重県社会福祉士会（三重県地域生活定着支援センター）
- ・ 三重弁護士会 他

一方、三重県地域福祉支援計画においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者として、犯罪をした者等に対する再犯防止の取組の推進について取りあげ、一人では解決できない課題について、地域で支え合い、支援することの重要性を明記しており、両計画を連動した推進体制の充実を図っていきます。



〔本計画の策定に向けた国の関係機関及び更生保護関係団体と県との意見交換会〕

● 更生保護関係団体・ボランティア ●

● 保護司／保護司組織（保護司会・保護司会連合会） ●

保護司は、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした者が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

全国組織としては、全国保護司連盟があり、各地方更生保護委員会及び保護観察所単位で、地方保護司連盟及び保護司会連合会があります。

【法務省ホームページより】

- ※ 地方更生保護委員会は、各高等裁判所に対応して置かれ、三重県は中部地方更生保護委員会の所管となります。
（所管地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）
- ※ 保護観察所は、各地方裁判所の所在地に置かれ、三重県には、津市に津保護観察所本庁、四日市市に四日市駐在官事務所が所在しています。
- ※ 県内には、三重県保護司会連合会のほか、次の16保護区（県内全保護区）に保護司会があります。
（桑名、員弁、四日市、三重、鈴鹿、亀山、津、松阪、多気、伊勢、度会、伊賀、名張、鳥羽志摩、尾鷲、熊野）

● 更生保護女性会 ●

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織と概ね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会及び都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

【法務省／更生保護ネットワークホームページより】

- ※ 県内には、三重県更生保護女性連盟のほか、次の14地区会があります。
（員弁地区、四日市、三重郡、鈴鹿市、亀山、津市、松阪、多気町、明和町、伊勢市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲紀北）

● BBS会 ●

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会と概ね同様に、全国組織としては、日本BBS連盟があり、各地方更生保護委員会及び各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

【法務省／更生保護ネットワークホームページより】

※ 県内には、三重県BBS連盟のほか、次の6地区会があります。
(四日市、鈴鹿市、津、松阪市、伊賀市、名張市)

● 更生保護施設等（更生保護施設／自立準備ホーム） ●

更生保護施設や自立準備ホームは、矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあることなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、その再犯、再非行の防止に貢献しています。

更生保護施設は、すべて民間の非営利団体（大多数が法務大臣の認可を受けた更生保護法人）によって運営されています。施設では、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでおり、また地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢や障がい等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

自立準備ホームでは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が、それぞれの特長を生かして自立を促していきます。施設の形態は様々で、集団生活をするとこもあれば、一般のアパートを利用する場合がありますが、いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日生活指導等を行っています。

【法務省ホームページより】

※ 県内には、更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設が1施設あります。他に自立準備ホームが7事業所あり、事業所が所有等する部屋に空室があれば、宿泊場所の提供を行っています。

● 協力雇用主／就労支援事業者機構 ●

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

【法務省ホームページより】

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成及び顕彰、犯罪者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪者等の雇用における円滑な受入れと定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るための啓発・広報等を行っています。

【法務省／三重県更生保護事業協会ホームページより】

※ 県内には、NPO法人三重県就労支援事業者機構のほか、全16保護区及び更生保護施設三重県保護会に、協力雇用主会があります。

● 更生保護事業協会 ●

更生保護事業協会は更生保護法人として、保護司や更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主が行う更生保護活動に対して、物心両面にわたる協力・助成を行うとともに、保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行の予防のための啓発活動に対する助成も行っています。

また、更生保護施設で更生緊急保護等を受けている方に対する食事や医療費等の援助も行っています。

【三重県更生保護事業協会ホームページ「三重の更生保護」より】

※ 県内には、更生保護法人三重県更生保護事業協会があります。

● 更生保護サポートセンター ●

更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

【法務省ホームページより】

※ 県内には、全16保護区に更生保護サポートセンターがあります。

第2章 今後取り組んでいく施策

本章では、県の関係部局が平素から行っている事業等において、本計画の重点課題に資すると考えられる取組を記載しています。

なお、計画の推進体制において、必要に応じた取組内容の見直し等を行っていくものとします。

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

全国状況として、平成30年において、刑務所に再び入所した者のうち72.1%が、再犯時に無職であり^(※1)、また、平成26～30年の保護観察対象者の累計において、無職者の再犯率は24.6%と、有職者の7.7%に比べて約3倍にのぼっています。^(※2)

また、平成30年に津保護観察所で保護観察を終了した者（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）のうち33.1%は、終了時に無職となっているのが現状です。^(※2)

三重刑務所では、法務省が全国に2か所（東京矯正管区（さいたま市）と大阪矯正管区（大阪市））に設置する矯正就労支援情報センター室（コレワーク）^(注1)も活用し、保護観察所やハローワークと連携して求人・求職のマッチングを図るとともに、ハローワーク職員とキャリアカウンセラーが駐在し、就労の支援を行っています。特にハローワーク職員の駐在は、三重刑務所の特徴でもあります。

（注1）令和2年度から、全国8か所ある矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）のすべてに矯正就労支援情報センター室（コレワーク）が設置されます。

宮川医療少年院においても、保護観察所やハローワークと連携して、知的障がいや発達障がいのある少年という特性に配慮しながら、求人・求職のマッチングを図っています。

また、津保護観察所に登録されている協力雇用主は、令和元年12月1日時点で374事業所があります。^(※3) NPO法人三重県就労支援事業者機構からの働きかけもあり、県内全ての16保護区（保護司会）に協力雇用主会が設置され、刑務所出所者等の雇用に取り組んでいます。

しかしながら、刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないなどにより、求職活動が円滑に進まない、社会人として必要な対人関係の形成や維持に必要な能力を身につけていない、職場での人間関係を十分に構築できない等により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

なお、県内の協力雇用主においても、上述の374事業所中、現在（令和元年12月1日時点）雇用しているのは20事業所（被雇用者は33人）に止まり、過去に雇用の実績がある事業所を加えても30事業所と^(※3)、実際の雇用に結び付いていない現状があります。

また、犯罪をした障がい者の就労においては、障がいが軽度で福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しいという者が、少なからず存在するなどの課題もあります。

【出典】 (※1) 令和元年版犯罪白書（法務省） (※2) 法務省より (※3) 津保護観察所より

◆三重刑務所における就労支援への取組◆

1 就労支援体制

三重刑務所では、平成 18 年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する就労支援スタッフ（非常勤職員）を配置し、受刑者等の就労意欲や職業適性等を把握するための個別面接等を行って、キャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整等に当たっています。

さらに、令和元年度から新たに就労支援専門官（常勤職員）を配置し、体制を強化して就労支援を推進しています。

2 刑務作業（職業訓練）

刑法に定める懲役刑の内容として、刑務作業があります。刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な方策の一つであるとともに、出所後の就労に資する勤労意欲の養成や職業的知識・技能の習得にもつながるものです。

令和元年度は、職業訓練として溶接科、ビル設備管理科、ビルハウスクリーニング科、建設機械科及びビジネススキル科を開設し、受刑者に危険物取扱者免状（乙種 4 類）等を習得させ、併せて職業に必要な知識や技能を習得させています。

3 改善指導（特別改善指導／一般改善指導）

受刑者に対する特別改善指導として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導を実施しています。

指導は、刑事施設の職員に加えて民間協力者（SST^{（注1）}指導者）が担当し、SST、講義及び視聴覚教材等による指導を行っています。

また、一般改善指導として職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的とした企業担当者講話（民間企業の人事担当者による講話）及び職業紹介講話（専門家による職業への理解を深めさせるための講話）を実施しています。

（注1）SST：ソーシャルスキルトレーニングの略称

精神病患者に対する対人的な対処技能の向上を主眼に創始されたもので、学校教育や矯正分野に適用範囲が広がっています。

4 就労支援強化矯正施設

平成 27 年度から全国に先駆けて、就労支援強化矯正施設の指定を受け、施設の中にハローワーク職員が相談員として駐在しています。ハローワーク駐在相談員は、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から支援を行っています。

また、平成 28 年度からハローワークと連携して、刑務所出所者の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングに努めています。このような取組を行うことで、平成 30 年度は、約 40 件の採用内定を得ています。

◆NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組◆

1 NPO法人三重県就労支援事業者機構の取組

特定非営利活動（NPO）法人として、平成21年10月21日に三重県知事の認証を受け、NPO法人三重県就労支援事業者機構としての事業を開始し、10年が経過したところです。

平成18年に法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等総合支援対策」が実施されたことに伴い、平成21年3月末に101事業所であった協力雇用主について、津保護観察所と連携のうえで三重県保護司会連合会に協力を依頼し、県内全16保護区の保護司会が、保護司の中から数名を就労支援委員に指名し、協力雇用主として継続して登録する意思を確認しました。

そのうえで協力雇用主の新規開拓を依頼した結果、平成22年8月末までに、県内全16保護区及び更生保護施設三重県保護会に更生保護協力雇用主会が発足し、令和元年12月1日現在で374事業所が、協力雇用主として登録するに至りました。

一方、当機構の役員となっている経済団体等の方々における更生保護事業に対する認識も深まるとともに、津保護観察所、県内各ハローワーク及び三重刑務所との連携により、協力雇用主の雇用実績の向上に努めた結果、令和元年12月1日現在で20事業所が、刑務所出所者等の雇用に至っています。

また、平成27年7月から全国就労支援事業者機構の助成を受け、津保護観察所に常駐する就労支援スタッフを配置し、協力雇用主とともに被雇用者に対するアフターケアの強化を図っており、平成28年4月からは、三重刑務所を中心とした矯正施設やハローワークから、満期出所者の中で就労支援を希望する対象者の情報を得て、協力雇用主のもとでの就労に繋げています。

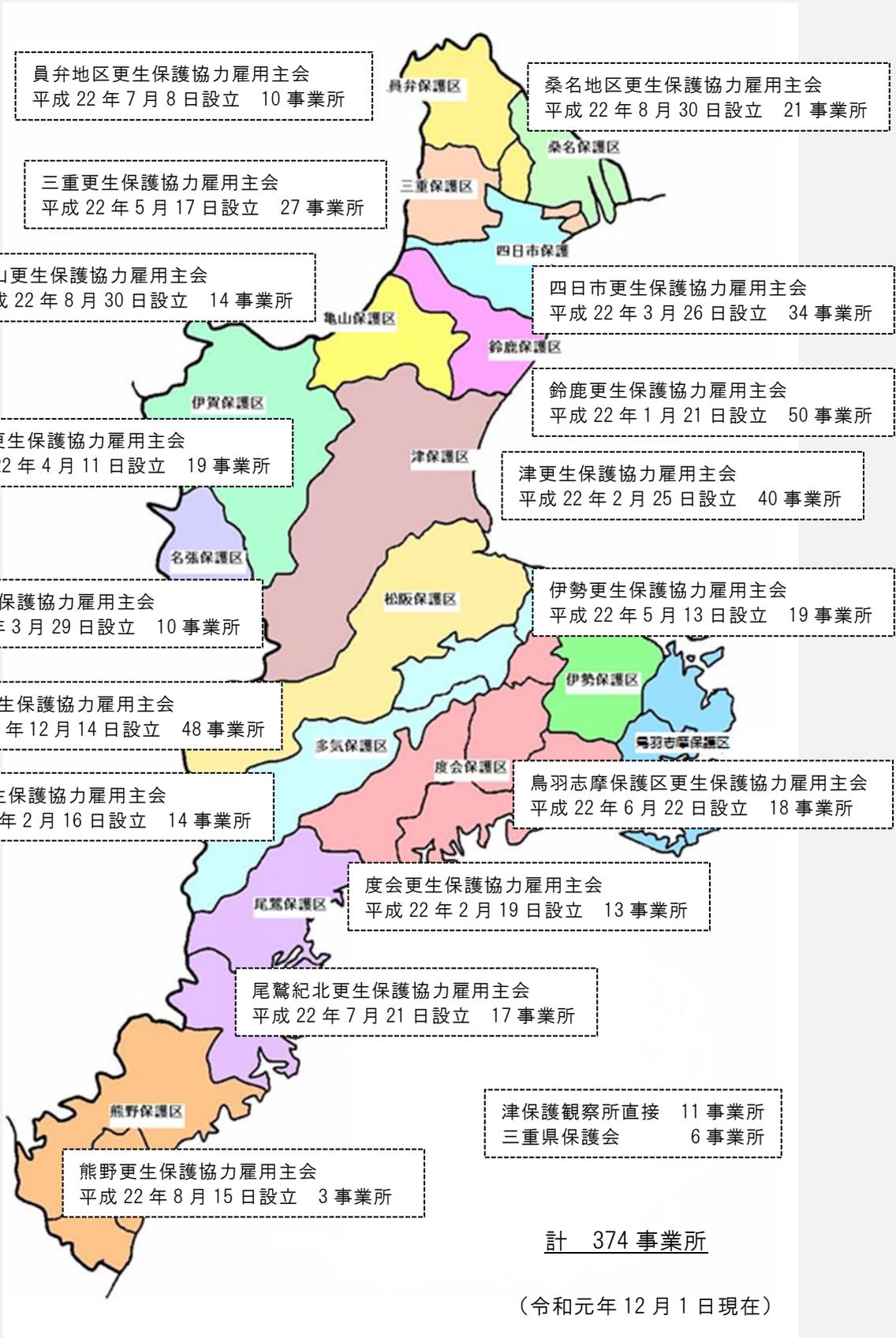
さらに、令和元年度には、全国就労支援事業者機構の助成を受け、津保護観察所、三重労働局、津公共職業安定所及び三重刑務所と連携し、協力雇用主に対する研修も実施しています。

2 協力雇用主会の取組

各保護区保護司会の協力を得て、平成22年8月末までに県内全16保護区において、更生保護協力雇用主会の発足に至りました。

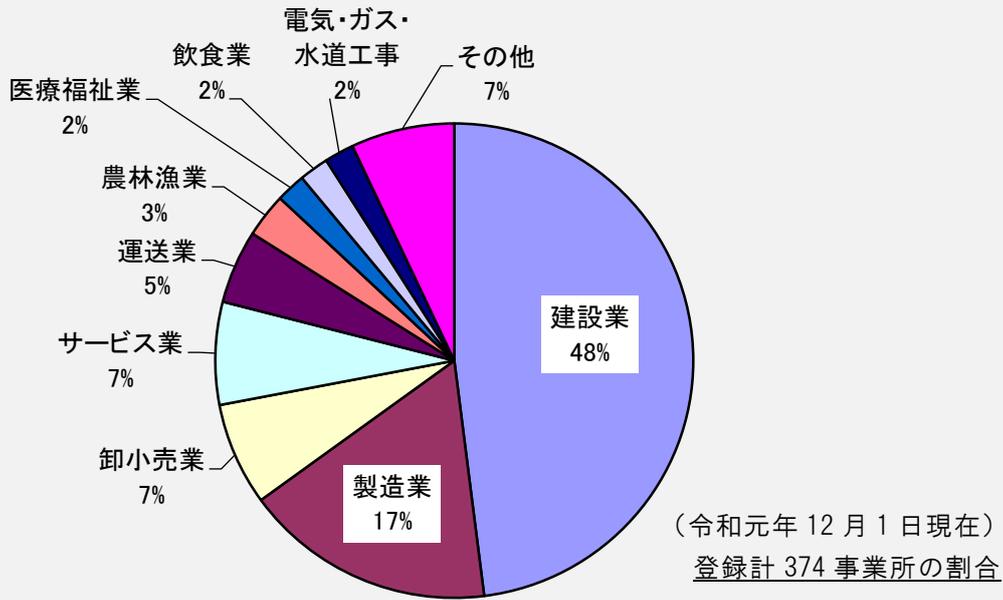
各保護区保護司会と連携して総会や研修等を実施するとともに、協力雇用主の多業種にわたる新規開拓や雇用実績の向上を図っています。

〔三重県内の各地区更生保護協力雇用主会の状況〕



(令和元年12月1日現在)

〔三重県内の協力雇用主（登録事業所）の業種別割合〕



◆保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組◆

1 地方公共団体が保護観察対象者を雇用する制度の導入への取組

平成25年10月には、名張保護司会及び津保護観察所の働きかけにより、名張保護司会が推薦する保護観察対象者を1名、最長1年間、名張市が臨時的任用職員として雇用する制度が整いました。

平成26年7月には、松阪保護司会及び津保護観察所の働きかけにより、保護観察処分少年や少年院仮退院者を一定期間、松阪市が臨時的任用職員として雇用する制度が整いました。

2 公共工事等の競争入札参加資格審査における優遇措置への取組

平成26年6月には、名張保護司会及び津保護観察所の働きかけにより、名張市が実施する公共工事等の条件付き一般競争入札の格付けにおいて、建設業を営む事業主が保護観察対象者を3か月以上雇用した場合、地域・社会貢献項目として、総合点に3点を加算する優遇措置を図ることができるようになりました。

また、同年7月には、松阪保護司会及び津保護観察所の働きかけにより、松阪市が実施する公共工事等の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に登録している場合は2点、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算3か月又は90日以上雇用している場合は更に3点、上限5点を資格総合点数に加算する優遇措置を図ることができるようになりました。

なお、津保護観察所では、県内の他の地方公共団体に対しても、刑務所出所者等への就労支援の重要性の認識について、働きかけているところです。

① 就職に向けた相談・支援等の充実

- 自立相談支援機関において、生活上の困りごとや不安を抱えている方について、相談支援を行っていきます。

個々の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。早期に就労が見込める方については、ハローワーク等と連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、チームにより就労支援に取り組んでいきます。

また、直ちに就労することが困難な方に対しては、就労準備支援事業により、就労に向けた生活習慣の形成や就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援していきます。

なお、被保護者の場合は、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員が同様の支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

- 身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内8か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

- 農福連携の取組において、福祉事業所が障がい者の施設外就労を拡大すること等により、障がい者の農業就労の促進を図ります。

また、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業就業に向けたプログラムの作成や受け入れ農家における就業体験等を行うなど、福祉的側面から新たな取組を促進していきます。

【農林水産部】

- 少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組んでいきます。

【教育委員会】

- 少年サポートセンターを中心に、非行少年を生まない社会づくりの一環として、就職・就労を希望する非行少年等の支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

- 若者を対象に、相談から就職までの一貫した支援を行う「おしごと広場みえ」や、多様な職業訓練を行う県立津高等技術学校においても、要支援者の就職に向けた支援に取り組んでいきます。

【雇用経済部】

② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく就労支援において、支援対象者の希望や特性に合った、個別の求人開拓に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

- 協力雇用主に登録された事業者のうち、実際に犯罪をした者等を雇用する事業者が少ないことについて、津保護観察所等とも連携し、協力雇用主の意識の醸成を図っていきます。

【子ども・福祉部】

- 犯罪をした者等の雇用に関係する国等の各種の支援制度について、津保護観察所等とも連携し、企業等に対して、研修会等の機会を活用して周知、働きかけを行い、意識の醸成を図るとともに、協力雇用主への登録を促していきます。

【子ども・福祉部】

- 元警察職員を社会復帰アドバイザーとして配置し、暴力団離脱者の受入賛同企業の募集と就労支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用

- 保護観察対象者等の就労支援のため、県の会計年度任用職員等としての雇用への取組について、津保護観察所等とも連携しながら、効果的な方策を検討していきます。

【子ども・福祉部】

④ 関係機関・団体との連携強化

- 津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」及び「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】【雇用経済部】

〔協力雇用主に係る法務省関係の支援制度〕

刑務所出所者等就労奨励金制度 (実際に雇用してくださった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。)

<p>就労・職場定着奨励金</p> <p>刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。</p> <p>※ 刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">最大48万円</p>	<p>就労継続奨励金</p> <p>刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。</p> <p>※ 刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">最大24万円</p>	<p>身元保証制度</p> <p>身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">最大200万円</p>
<p>トライアル雇用制度</p> <p>刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。</p> <p>※ 事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。</p> <p style="text-align: center;">最大12万円</p>	<p>職場体験講習</p> <p>刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。</p> <p>※ 社会保険に加入していることが条件となります。</p> <p style="text-align: center;">最大2万4,000円</p>	<p>事業所見学会</p> <p>刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。</p>

【法務省ホームページより】

(2) 住居の確保等

全国の状況として、平成 30 年の刑務所出所者全体のうち 17.2%が、出所時に帰住先がない者^(注1)であり^(※4)、また満期釈放者のうち約 4 割が、適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。^(※4)

出所後に、地域社会で安定した生活を送るため、適当な住居を確保することは、就労と並んで最も重要なところであり、適当な住居が確保されないまま出所した者が再犯に至るまでの期間は、確保されている者に比べて短いことも明らかになっています。^(※5)

(注1) 出所時に帰住先がない者とは、健全な社会生活を営むうえで、適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含みます。
ただし、更生保護施設又は自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者は含みません。

三重刑務所においては、平成 30 年の出所者全体(249 人)のうち、仮釈放者が 172 人(69%)、満期釈放者が 77 人(31%)であるところ^(※6)、満期釈放者についても、釈放前に帰住先を確認するなどして、適当な住居の確保に努めています。

また、津保護観察所において、平成 30 年度に新規受理した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者 521 人のうち、更生保護施設又は自立準備ホーム(以下「更生保護施設等」という。)で一時的に居場所を確保した者が 84 人(更生保護施設：1 施設 61 人／自立準備ホーム：3 事業所 23 人)にのぼっています。^(※7)

刑務所等の出所後に、親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

また、犯罪をした者等の中には、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

高齢や障がいのある者のうち、刑務所や少年院への入所・入院中に特別調整^(注2)の対象となった者については、地域生活定着支援センターが関わり、受入先となる福祉施設等の調整も行われますが、起訴猶予者等で特別調整の対象とならない者や保護観察の対象にならない者のうち、福祉サービス等につながらない者に対する支援は、とりわけ課題となっています。

(注2) 刑事施設や少年院などの矯正施設に收容されている者について、保護観察所と矯正施設が連携のうえ、住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と円滑な社会復帰に向けた生活環境を整えるための「生活環境の調整」が行われています。
加えて、高齢又は障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等については、「特別調整」として、厚生労働省の事業で各都道府県が設置する地域生活定着支援センターと連携し、出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、必要な調整を行っています。

【出典】 (※4) 法務省より (※5) 地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和元年8月 法務省)
(※6) 三重刑務所より (※7) 津保護観察所より

◆更生保護法人三重県保護会の取組◆

1 更生保護施設の概要と三重県保護会の沿革

更生保護施設は、刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰る場所や住む場所がない者に対して、一時的な宿泊場所や食事の提供を行う施設です。その間には、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援しています。

三重県保護会は、明治 27 年 5 月に三重県監獄署（三重刑務所の前身）の主唱により、三重県免囚保護会として創立されました。その後大正 2 年に三重県保護会に改称され、昭和 25 年に更生緊急保護法の施行に伴い、財団法人としての認可を受けるに至りました。さらに平成 8 年には更生保護事業法の施行に伴い、更生保護法人として組織を変更し、現在に至っています。

また、施設の老朽化に伴い、平成 25 年 3 月に全面改築を行い、入所定員は男性 20 人（成人男子 12 人・少年 8 人）となっています。

2 施設における処遇活動

被保護者の日々の生活指導や就職支援に加えて、毎月 1 回の頻度で「依存症グループミーティング」や「SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練)」などの種々の処遇を行っています。さらに、近年では高齢や障がい等により自立が困難な方の受入れを積極化し、福祉サービスを円滑に利用でき、そして地域へ定着できるよう支援を行っています。

3 地域社会との交流

被保護者が健全に社会復帰するためには、地域社会の理解と協力が不可欠であり、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の協力のもとで行う「たなばた夕食会」「お月見会」「クリスマス会」「もちつき」などの行事は、地域住民の方々との貴重な交流の場であり、被保護者の円滑な社会復帰の一助となっています。

4 受入の実績と課題

平成 30 年度の入所者は、実人員 81 人（うち 80 人が保護観察所からの委託、残り 1 人は家庭裁判所からの委託）・延人員 6,116 人で、収容率は 83.8%となっています。

昨今では、一般刑法犯の検挙者数が減少する中、薬物依存を抱える者や高齢受刑者で再犯を繰り返す者などの処遇の困難な者が、社会から取り残されつつあり、このような者を積極的に保護できる処遇体制づくりが喫緊の課題となっています。

◆津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組◆

1 更生保護施設及び自立準備ホームにおける実施の体制

津保護観察所管内（県内）には、更生保護施設が1施設（三重県保護会／入所定員：男性20人（成人男子12人・少年8人）、自立準備ホームが7事業所（受入定員：計59人）あり、適当な住居のない刑務所からの満期釈放者等を積極的に受け入れています。

2 保護観察対象者への支援

保護観察対象者については、主として処遇施設の機能を持つ更生保護施設での受入れとなりますが、対象者の性別や個性その他の特性などを考慮し、自立準備ホームでの受入れを調整するなど、柔軟かつ積極的に取り組んでいます。

3 刑務所満期釈放者等への支援

刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護^{（注1）}対象者として、特に三重刑務所などを満期出所した者について、本人の申出のもと、住居の確保や就労支援などの可能な限りの支援を行っています。

また、他にも検察官で起訴猶予処分となった者などが、更生緊急保護の対象になりますが、津保護観察所としては、津地方検察庁と緊密な連携体制を構築し、万全な体制で入口支援に当たっています。

（注1）次の①～③のすべてに当てはまる者に対して、更生緊急保護として原則6か月、措置が行われます。

措置は、保護観察所が直接行う場合と、更生保護事業を行う者等に委託して行う場合があります。

- ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人
- ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善改正できないと認められた者
- ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た者

【措置の内容】

食事の給与、医療及び療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室及び必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な指導助言等

4 住居等の確保に向けた体制の強化

その他、矯正施設在所中に、帰住予定地を県内市町の特定の場所に希望しながら、生活環境調整が難航している者についても、地方更生保護委員会及び矯正施設と連携し、受入体制を調整しています。

特に、出所後県内に帰ってくる可能性の高い者で、住居や就労が不安定な者については、その不安定さが原因で再犯に至ることのないよう、更生保護施設や自立準備ホームを帰住予定地とするように働きかけるなど、支援の可能性を広げています。

津保護観察所では、刑務所出所者等の住居の確保に係る諸問題について、今後もあらゆる角度から対策を講じ、体制を強化していくよう努めていきます。

① 公営住宅への優先入居による支援

- 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居の取組により支援していきます。

【県土整備部】

② 住宅セーフティネット制度の活用促進

- 三重県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。

【県土整備部】

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた様々な要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組んでいきます。

【県土整備部】

③ 更生保護施設に対する援助・協力

- 更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設（津市）について、平成 24 年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いました。今後も状況に応じた援助・協力を検討していきます。

【子ども・福祉部】

④ その他の取組

- 自立相談支援機関において、生活上の困りごとや不安を抱えている方について、相談支援を行っていきます。

また、離職等により住居を失った方、またはそのおそれが高い生活に困窮された方については、福祉事務所が審査のうえ、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を有期で支給していきます。

また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等は、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所するなど、適切な住居の確保について支援していきます。

【子ども・福祉部】

- 協力雇用主の中で、住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所等と連携して検討していきます。

【子ども・福祉部】

- 津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障がい者等への支援等

全国状況として、刑務所を出所後2年以内に再び入所した者の割合は、高齢者（65歳以上の者）が、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。^(※8) また、知的障がいのある受刑者についても、再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが明らかとなっている^(※8) ため、支援に取り組んでいく必要があります。

刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等が、出所後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来からの刑務所等と保護観察所による生活環境の調整に加えて、平成21年度から特別調整の手続が定められ、厚生労働省で地域生活定着支援事業が開始されています。

地域生活定着支援事業では、各都道府県が地域生活定着支援センターを設置することとされ、県では、三重県地域生活定着支援センターが、津保護観察所や三重刑務所等と連携して、刑務所出所者等の福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受入先施設の斡旋等を行うコーディネート業務、受入先施設等に対して必要な助言を行うフォローアップ業務及び出所者やその関係者からの相談に応じて助言等を行う相談支援業務を行っています。

また、高齢や障がいのある者等の再犯防止のためには、刑務所等からの出所後の、いわゆる出口支援だけでなく、刑務所等に入所することのない者（起訴猶予者等）に対する、いわゆる入口支援として、必要な福祉的支援に結び付けることが適当な者に対する支援も重要であります。

津地方検察庁においては、起訴猶予者、刑の執行猶予者等に対し、諸般の事情を考慮して、再犯防止措置を講じる必要があると認めた場合、更生保護法に基づく更生緊急保護など関係法律上の措置を積極的に活用するのみならず、三重県障害者相談支援センター、三重県地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、三重弁護士会等の関係組織・関係団体と連携体制を構築しながら支援に取り組んでいます。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくなく、また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

【出典】 (※8) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省）

◆三重県地域生活定着支援センターの取組◆

1 地域生活定着支援事業と地域生活定着支援センター

厚生労働省では平成 21 年度から、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者について、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。

地域生活定着支援事業では、各都道府県の「地域生活定着支援センター」において、福祉的な支援の必要な退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう調整業務が行われているとともに、平成 23 年度中には全国 47 都道府県にセンターの設置が完了し、全国的な広域調整も行われています。

なお、三重県地域生活定着支援センターは、平成 22 年 4 月に設置されています。

地域生活定着支援事業の検討がなされていた当時、刑務所内での高齢者の増加や障がいの多いことが、全国的に問題となっており、その多くが、退所後の生活に目途が立たず、再犯に至っていたとともに、犯罪（再犯を含む）をして矯正施設に入る背景にも、高齢や障がいによる生活の困難さがあると指摘されていました。

このような者に必要な福祉サービスを提供することが、生活の破綻を防ぎ、ひいては再犯を防ぐことにもつながると考えられ、事業化されたものです。

2 福祉サービスにつなげる制度的・環境的側面からの困難さ

地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設に入所する高齢や障がいのある者の退所に際して、福祉サービスにつなげることですが、そこには様々な困難がありました。

矯正施設入所者には、例えば住居がない、住民票や身分を証明するものがない、身元保証人がいない、などといった事情のある者も多く、そのような者を退所後の福祉サービスに結びつけることは、手続等の制度的側面から難しく、また、矯正施設入所者という点のみをもって、環境的側面から福祉施設の利用等を断られる場合もありました。

このような現実について、現在でもすべて解消しているとは言えませんが、地域生活定着支援事業の開始から 10 年を経て、関係機関や関係事業者等による連携・協働と不断の努力により、徐々に改善されてきたところです。

3 人による人への息の長い支援の必要性

一方、制度的・環境的側面の改善のみで、矯正施設退所者の地域生活への定着が進むものではありません。

このような者の多くは、人とのつながりを失い、社会の中での居場所を見出せずにいるため、地域や施設での生活にも馴染みにくさを感じています。関係者の努力で、取り急ぎ福祉サービスにつなげ、サービスの提供を開始しても、それだけでは安定した生活につながらない場合が多く、そこには人（地域生活定着支援センターを含む関係者）による人（矯正施設出所者）への親身になった、息の長い支援が必要となります。

4 地域生活定着支援センターの業務内容

【コーディネート業務】

地域生活定着支援センターでは、保護観察所から協力依頼を受けた者について、矯正施設や保護観察所と協力して、入所中から面接などを通じて理解とニーズ把握を進め、そのうえで、地域の関係機関や福祉施設との調整や手続を行いながら、退所後の住居や利用する福祉サービスを決めていきます。これがコーディネート業務です。

【フォローアップ業務】

地域生活定着支援センターでは、矯正施設からの退所後、福祉サービスをはじめとする地域での様々な支援を利用するに際して、その支援が退所者に上手く機能し、地域や施設での生活が安定するよう支援していきます。

福祉サービスを提供する事業者への助言の他、高齢や障がいのある者への訪問や通院時の同行等による直接的な支援も行っており、これがフォローアップ業務です。

また、高齢又は障がいのある矯正施設入所者で、退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者への一連の支援を特別調整と言いますが、特別調整で帰住先（福祉施設の他、更生保護施設・自立準備ホームや病院、アパート・自宅を含む）につなげる件数は、三重県地域生活定着支援センターの関わる案件では、年間に15～20件程度です。

その中には、比較的短期間で地域や施設に馴染み、安定した生活を営んでいる者もいる一方、落ち着くまで長期間を要する者も少なくなく、三重県地域生活定着支援センターでは、フォローアップについて期間（期限）を設けず、対象者個々に必要と考えられる期間の支援を行っています。

【相談支援業務】

地域生活定着支援センターの業務は、上述のように、矯正施設入所者で、保護観察所から依頼のあった者に対する支援（コーディネート／フォローアップ業務）が基本となりますが、その他にも、罪を犯した高齢や障がいのある者について、幅広い相談支援を行っています。

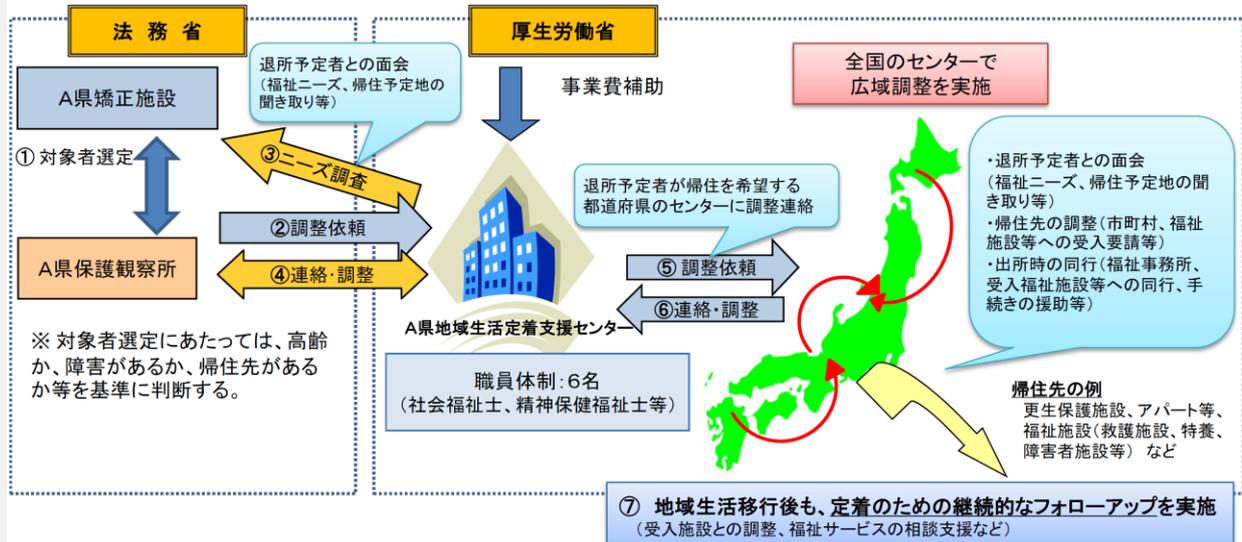
例えば、退所後の帰住予定地が確保されていることや、障がいの程度が比較的軽いことなどにより、特別調整には該当しないものの、退所にあたって不安を抱いている親族からの相談や、退所後の生活が成り立たずに困っている者に係る関係者からの相談等もあります。（特別調整に該当しない者であっても、一般調整として、保護観察所からコーディネート業務の協力依頼を受ける場合もあります。）

また、三重県地域生活定着支援センターでは、不起訴や起訴猶予、刑の執行猶予になった者等に対する相談も受けており、関係者とも連携しながら可能な範囲で、必要な福祉サービスの提供や住居の確保、その他生活の再建に向けた支援を行っています。

幅広い相談支援により、高齢や障がいが背景にあるような再犯を更に防ぐことにつながるものと考えています。

〔地域生活定着支援センターの事業の概要〕

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。**
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



【厚生労働省ホームページより】

◆津地方検察庁における入口支援への取組◆

津地方検察庁における入口支援は、「罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」ものとして行うものであり、「入口支援」の対象者は、主として、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者）のうち、高齢、身体障がい、知的障がい又は精神障がいなどにより、福祉的支援（医療的支援を含む）が必要であって、検察が支援を行うことが適当と認められる者です。

換言すれば、一般的には犯罪をしたと認められる者であって、「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる者が対象者と考えられます。

嫌疑が十分に認められなかった者や参考人等については、「入口支援」の対象とするものではありません。

津地方検察庁においては、平成27年度から「入口支援」等を担当する統括捜査官（正式には「社会復帰支援担当統括捜査官」）が配置され、検察官による捜査の段階から、津保護観察所や三重県障害者相談支援センター等の協力のもと、事件終結後において、対象者が安定した生活を送るために必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために、福祉関係機関との調整を図り、また三重弁護士会等と連携するなどによって、「入口支援」に取り組んでいます。

① 保健医療・福祉サービスの提供

- 三重県地域生活定着支援センターでは、引き続き地域生活定着支援事業に取り組み、コーディネート業務等により、高齢や障がいのある刑務所出所者等の福祉サービス等の利用に係る支援を行っていきます。

また、地域生活定着支援事業の実施体制を充実しながら、津地方検察庁が取り組む入口支援とも連携し、高齢や障がいのある起訴猶予者等に対する支援についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

【医療保健部】

② 関係機関・団体との連携の強化

- 津保護観察所及び三重県地域生活定着支援センターが中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢や障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、更なる連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

- 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、三重県社会福祉協議会に補助を行い、その取組を支援していきます。

【子ども・福祉部】

- 社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員や福祉サービス従事者等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

③ 地域福祉支援計画等の策定への対応

- 「三重県地域福祉支援計画」においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者の一人として、犯罪をした者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間団体と連携して取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

（２）薬物依存を有する者への支援等

全国状況として、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超えるとともに、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が、覚せい剤取締法違反となっています。^(※9)

また、平成29年に刑務所を出所した者全体の2年以内の再入率は、全国で16.9%となっていますが、覚せい剤取締法違反による受刑者の2年以内の再入率は、全国で17.2%と高くなっており^(※10)、再犯の可能性が高い犯罪といえます。

三重刑務所の入所者における犯罪種類別の人数では、平成30年12月31日現在、薬物犯は、財産犯、性犯に次ぐ人数で、約17%を占めているとともに^(※11)、津保護観察所における保護観察対象者322人（令和元年10月1日現在）のうち、薬物事犯者は40人で、約12%を占めています。^(※12)

特に最近では、若年層に大麻の乱用が拡大し、これが入口となって覚せい剤の乱用へつながる恐れが懸念されるところで、警察においては積極的な検挙、報道発表を行っています。

また、違法薬物の密売等には、背後に暴力団が関わる事案も多く、暴力団対策と連携した取組も重要となります。

一方、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症という病気であるという視点も重要であり、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行うことにより回復することができる病気であるという認識を持ち、地域における息の長い支援を継続的に行っていくことも必要です。

法務省と厚生労働省は、平成27年に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、保護観察所と地域の保健医療・福祉機関及び民間支援団体（更生保護施設やダルク、薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等）が、相互に有効かつ緊密に連携することにより、効果的な支援が行えるよう、関係者が共有すべき基本的な事項が定められるとともに、薬物依存者（刑事施設入所中・保護観察中・保護観察終了後）とその家族に対する支援について整理されています。

保護観察所においては、認知行動療法を基盤とした薬物再乱用防止プログラムの対象となる保護観察対象者に対して、尿検査等薬物検出検査を併用して実施しているところであり、プログラムの実施期間中に、地域の支援機関や医療機関と連携し、対象となる者の保護観察終了後を見据えて、息の長い支援を行えるよう支援しているところです。

しかしながら、刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等における支援の体制が不十分であったり、専門医療機関や自助グループ等のない地域があったりすることなどが課題となっています。

【出典】 (※9) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省） (※10) 法務省より
(※11) 三重刑務所より (※12) 津保護観察所より

◆津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組◆

1 引受人会開催の目的

薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が必要不可欠です。

そのため津保護観察所では年5回、三重ダルク、ピア岐阜（家族会）と連携し、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適切な対応方法等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることなどを目的として、引受人会を実施しています。

2 引受人会の内容

引受人会は、県内のより多くの方々が参加できるよう、津保護観察所の本庁（津市）に加えて、四日市駐在官事務所（四日市市）でも実施し、また薬物依存からの回復支援について理解を深めるため、三重ダルクにおけるダルクミーティングの見学も取り入れています。

平成30年度は、引受人・家族等38人、保護司37人（いずれも延人員）が参加し、終了後のアンケートでは「薬物依存に対する理解が深まった」という感想とともに、「同じような悩みを持つ人と話すことができ安心した」「相談できる窓口を知り心強く思った」という感想もあり、実施の目的は概ね果たすことができていると考えています。

3 息の長い支援に向けて

今後も薬物依存対象者の再犯防止に向け、薬物依存対象者とその家族や引受人等を「孤立」させず、「息の長い」支援ができるよう、関係機関・団体等との連携強化に努めていきます。

◆三重県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組◆

1 三重県こころの健康センターの取組

三重県こころの健康センターでは、平成11年度から薬物相談ネットワーク整備事業を実施しています。

当該事業では、依存症に悩む当事者への支援だけでなく、その家族や関係者が、依存症について正しい知識を持ち、回復につなげる対応を学ぶことを目的としています。また、依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルなど多岐にわたっており、近年、それらに関連する法律が整備され、計画の策定も進められていますが、当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくためには、依存症に対する社会の理解が深まり、関係機関が連携していくことが重要です。

当センターでは、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、啓発フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組んでいます。

また、当センターでは、地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有することを目的に、平成18年度から三重ダルクとの協働委託事業を実施しています。さらに、この協働委託事業では、平成23年度から、関係機関が各地域でネットワークを構築することを目的に、県内9地域（障害保健福祉圏域）において、依存症ネットワーク会議も実施しています。

当事者や家族を地域で支えるためには、関係者の人材育成や関係機関との連携体制の充実が必要です。

【三重県こころの健康センターにおける具体的な取組】

- (1) 依存症専門相談
 - ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日）
 - ② 依存症専門来所相談
- (2) 依存症問題家族教室
- (3) 依存症フォーラム（三重ダルクとの共催）
- (4) 依存症ネットワーク会議（三重ダルクとの協働委託事業）
- (5) 依存症に関する講演会（三重ダルクとの協働委託事業）



〔依存症に関する講演会〕

2 NPO法人三重ダルクの取組

ダルク（DARC）は、薬物依存症からの回復を目的としたリハビリセンターであり、全国各地に設置され、様々な取組が行われています。

D : Drug (ドラッグ：薬物)
A : Addiction (アディクション：依存)
R : Rehabilitation (リハビリテーション：回復)
C : Center (センター：施設)

三重ダルクは平成 11 年に開設し、平成 18 年には NPO 法人格を取得しています。現在では、障害者総合支援法に基づく「グループホーム」「生活訓練施設」「就労継続 B 型事業所」を運営しており、これらの施設等で薬物依存者等を受け入れ、回復に取り組んでいます。

三重ダルクの開設の目的は、薬物をやめることも、新しい人生をやり直すことも、「誰か一人くらい地域社会に味方がいないと、その人ひとりでは難しい」と考えたことにあります。

当時、国内で「依存症」という言葉は、今ほど広く一般には使われておらず、特に薬物に関しては、「薬物乱用」「薬物中毒」など、非常に怖いイメージで扱われていました。そのような中、実際に薬物依存などの問題を抱える者を積極的に受け入れ、支えようとする個人や団体はほとんど無かったものです。

三重ダルクでは、薬物問題を抱える本人や家族の相談に乗り、安全に薬物がやめられるようサポートしています。また、現在は薬物だけでなく、アルコールやギャンブル、盗癖などに依存する者に対しても支援を行っています。

支援は、大きく分けて「暮らしの支援」「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける支援」「これからの生活に必要なサポート」であり、依存症に関する初期相談から、依存対象（薬物、アルコール、ギャンブルなど）を手放すためのサポートを経て、社会参加（福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など）に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供しています。

なお、年間で約 200～300 件の相談及び直接支援を行っています。

また、三重ダルクでは、精神科病院や福祉施設、刑務所や保護観察所等の関係機関との連携にも積極的に取り組んでいます。

具体的には、平成 18 年から三重県こころの健康センターとの協働で「依存症ネットワーク事業」を展開し、県内の支援専門機関に対する依存症への理解のためのネットワーク会議等を行っているとともに、平成 18 年から三重刑務所の「薬物依存離脱指導教育」への講師派遣、平成 23 年からは津保護観察所の「引受人会」への講師派遣も行っています。



〔ミーティングの様子〕



〔建物外観〕

① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

- 三重県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。

【医療保健部】

- 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図っていきます。

【医療保健部】

- 「三重県医療計画」の見直しに際しては、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等を踏まえ、薬物事犯者への支援について盛り込んでいきます。

【医療保健部】

② 関係機関との連携

- 関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町及び保健所等）において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修や依存症ネットワーク会議に取り組んでいきます。

【医療保健部】

- 矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組んでいきます。

【警察本部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

- 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組んでいきます。

【医療保健部】

④ 民間団体への支援

- NPO法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図っていきます。

【医療保健部】

⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

- 各地域で薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物乱用防止指導員及び薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、薬物乱用防止に関する研修を行うことなどにより、薬物乱用防止に向けた人材育成に取り組むとともに、地域に根ざした啓発活動を行っていきます。

【医療保健部】

- 各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会や関係団体と連携し、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動や不正大麻・けし撲滅運動などの啓発活動を展開することで、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止対策を推進していきます。

【医療保健部】

- 国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組んでいきます。

【医療保健部】【警察本部】

- 学校薬剤師及びライオンズクラブ国際協会 334-B 地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の推進に努め、すべての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するよう、引き続き働きかけていきます。

【医療保健部】【教育委員会】

- 教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めていきます。

【教育委員会】

- 違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関や団体に配布するほか、学校や教育委員会と連携し、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室を開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めていきます。

【警察本部】



〔薬物乱用防止教室〕【警察本部】

〔『ダメ・ゼッタイ』普及運動〕【医療保健部】

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

現在では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にある中、全国の状況として、平成 28 年度の少年院入院者の 28.9%及び入所受刑者の 37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。^(※13)

また、非行等に至る過程や非行等を原因に、高等学校を中退する者も多く、平成 28 年度の少年院入院者の 36.8%及び入所受刑者の 24.6%が、高等学校を中退している状況にあります。^(※13)

三重刑務所の平成 30 年 12 月 31 日現在の入所者においては、中学校卒業後に高等学校に進学していない者が 26%、高等学校を中退した者が 18.7%にのぼっています。^(※14)

この状況を改善するためには、児童生徒の非行の未然防止に取り組むとともに、非行や犯罪をしてしまった場合、高等学校等在学中であれば、中退の防止のための支援が、はからずも中退する者や、中学校卒業後に高等学校等へ進学していない者に対しては、再び学ぶための支援が必要となります。

津少年鑑別所内に設置された三重法務少年支援センター（あのみ青少年相談室）は、青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関であり、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行っています。

宮川医療少年院では、入院者個々の状況や希望に応じて、学校等と協議・調整しながら、進学・復学を見据えた支援を行うとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた学習指導等も行っています。

また、非行少年の立ち直りの支援や非行防止活動を行う BBS 会において、例えば、津地区 BBS 会では、三重大学の学生を中心に、非行少年の兄や姉のような存在として「ともだち活動」を行い、保護観察中の少年に対して学習支援などの取組を行っています。

しかしながら、非行や犯罪の未然防止と進学・復学により継続して学ぶための支援等について、より充実していく必要があります。



〔三重法務少年支援センター（あのみ青少年相談室）〕

【出典】 (※13) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年 8 月 法務省） (※14) 三重刑務所より

① 児童生徒の非行の未然防止等

- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）及び「青少年非行防止活動強化期間」（7～8月）、「子供・若者育成支援強調月間」（11月）には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行っていきます。

【子ども・福祉部】

- いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。

【教育委員会】

- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。

【教育委員会】

- 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。

【教育委員会】

- 高等学校の中退を防止するため、生徒が学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、ガイダンスやオリエンテーション、個別面談等で、スクールカウンセラーも活用した教育相談体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

- 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。

【教育委員会】

- 特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

- 少年サポートセンターを中心とした街頭補導活動により、非行が発生しやすい繁華街や公園等で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年及び保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。

また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する職員等が、電話や面接により、適切な指導・助言を行っていきます。

これらとあわせて、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行っていきます。

【警察本部】



〔“青少年の非行・被害防止全国強調月間”
鈴鹿警察署・鈴鹿地区交通安全協会との協働啓発活動
「ネット・スマホの適正利用」〕【子ども・福祉部】



〔非行防止教室〕【警察本部】

② 学校等と連携した立ち直り支援

- 学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援していきます。

【教育委員会】

- 学校と少年鑑別所（法務少年支援センター）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組んでいきます。

【教育委員会】

- 非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援を始めとした支援を行っていきます。

【警察本部】



〔立ち直り支援（農業体験）〕【警察本部】



〔津少年鑑別所の法教育（伊賀白鳳高校）〕

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

- 高等学校等を中退した者が再入学する場合、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」により、復学を支援していきます。

【環境生活部】【教育委員会】

- 少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校中退に至った者に対しては、入学や、転入学・編入学制度についての情報提供を行っていきます。

【教育委員会】

- 高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由で、高等学校等を卒業できなかった者のために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験であり、年に2回受験することができますが、そのうち1回は国から委託を受けて県が実施しています。

【教育委員会】

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪をした者等が各々有する様々な特性を十分に把握したうえで、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する者に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。

三重刑務所は、性犯罪者の特別改善指導における重点施設に指定されており、他の刑務所から性犯罪者が入所し、大学教員等も参加したグループワーク等が行われています。

また、宮川医療少年院では、在院者の大半に知的障がいや発達障がいがあり、在院中における障害者手帳の取得や、福祉サービスにつなげる取組を行っています。

津少年鑑別所の三重法務少年支援センターでは、刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行っています。

保護観察所では、保護観察対象者に応じた個別処遇を実施しているところであり、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところですが、これに加えて、性犯罪者処遇プログラム、前述の薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラム及び暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

また、犯罪をした者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪をした者等有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人にとって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

実際のところ、犯罪がきっかけで、加害者の家族が失職して生活困窮に陥ったり、精神的苦痛を強いられたりすることも少なくなく、家族等への支援は、犯罪をした者等への支援と一体のものといえます。

保護観察所においては、刑務所等に入所している者の帰住先の環境を調査・調整する生活環境の調整を行っており、その過程で家族等への支援を必要に応じて行っているところです。

一方、犯罪をした者等が、再び罪を犯さないためには、犯罪被害者等の心情等を理解することも必要です。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、心身に不調をきたす、経済的負担が増加する、周囲の偏見等による二次被害に苦しむなど、生活が一変します。

また、多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいます。

こうした犯罪被害者等の心情等について、犯罪をした者等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。それは、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいる多くの犯罪被害者等の心情に沿うことにもなります。

県では平成 31 年 4 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行、令和元年 12 月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に取り組んでいきます。

なお、具体的な取組については、p42 に記載しています。



〔「三重県犯罪被害者等支援条例」啓発パンフレット表紙〕【環境生活部】

◆三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組◆

1 刑事施設における教育

平成18年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成19年に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改称）」が施行され、すべての受刑者に改善指導が義務付けられました。

改善指導は、受刑者の個別の問題性を改善するための有効な手段として、刑事施設における再犯防止施策の重要な取組であり、特別改善指導と一般改善指導の2種類に分けられます。

特別改善指導は、特定の事情があることにより、改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められた受刑者に対して行われる指導で、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6つがあり、標準的なプログラムが通達で規定され、規定に基づいて各刑事施設が独自のプログラム（薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導を除く）を作成して指導しています。

一般改善指導は、すべての受刑者に義務付けられたもので、特別改善指導以外の改善指導を指しています。

2 性犯罪再犯防止指導

【指導の目標】

強制わいせつ、強姦性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

【対象者】

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者

【指導者】

刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法^{（注1）}等の技法に通じた臨床心理士等）

（注1）認知行動療法：問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法。

【指導方法】

グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。

【実施頻度等】

1 単元 100 分、週 1 回又は 2 回、標準実施期間：4～9 か月^{（注2）}

（注2）再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適応性等に応じて、高密度（9 か月）・中密度（7 か月）・低密度（4 か月）のいずれかのプログラムを実施。

現在、三重刑務所では、再犯のリスク等が比較的限定的な者（中密度）と比較的小さい者（低密度）を各刑事施設から集めて、年 4 回（中密度 2 回、低密度 2 回）実施しています。

◆宮川医療少年院の取組◆

1 施設の概況

宮川医療少年院では、主に名古屋高等裁判所及び大阪高等裁判所管内の家庭裁判所において、第1種及び第2種少年院送致決定を受けた、概ね12歳以上の男子を収容しています。

全国には、当院のほかにも「医療少年院」という名称の施設がありますが、医療少年院には「身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者」を対象とする施設（第3種少年院）と「知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者で処遇上の配慮を要する者」を収容する施設（第1種・第2種少年院）があり、当院は後者に該当します。

処遇方針として、在院者個々の特性や問題性に対して丁寧に対応するため、個別的な働きかけを大切にし、治療的教育を実施しているのが特徴です。

2 再犯防止に向けた主な取組

（1）矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。

当院では、身体症状や精神症状には、医師による服薬治療や精神療法等を行い、症状の緩和を図りつつ、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導を実施しています。

特色ある教育種目としては、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練（コグトレ）」及び「認知作業訓練（COGOT）」などを実施しています。

コグトレの目的は、

- ① すべての行動の基盤である認知機能（覚える、数える、写す、見つける、想像する）を向上させることにより、矯正教育を受けるための土台を作ること
- ② 認知機能がうまく働かず、外部情報を上手に処理できないことで、間違った計画・行動をしてしまい、結果として非行に及ぶなど、認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消すること

にあります。対象者は全在院生ですが、特にIQが85以下の中学生・高校生に該当する少年については、重点的なグループコグトレ（80分×週2回×4か月）又は個別コグトレ（週3～4日×1時間×4か月）を実施し、訓練前に比べて、認知機能の上昇が見られています。

（2）社会復帰支援

当院の在院者の中には、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする者も少なくないことから、施設に配置されている社会福祉士等の助言を受けながら、引受人がいない在院者の帰住地の調整や療育手帳等の取得、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を行っています。

具体的には、在院中に出院後の復学・進学先の学校や、グループホーム等の帰住予定地を職員が同行して見学するなどの取組を行っています。彼らの円滑な社会復帰のためには、関係機関との連携が欠かせないものです。

◆三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の取組◆

1 施設の概要

三重法務少年支援センターは、津少年鑑別所に併設された法務省の専門機関です。県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、こうした取組を「地域援助」業務と呼んでいます。

具体的には、少年や保護者の求めに応じて心理相談を実施しているほか、関係機関・団体・学校等の求めに応じて、各種研修会、事例検討会、講演会などへの参画・協力等を行っています。

2 現在の主な被支援者

施設の名称に「少年」という言葉が含まれていますが、大人の方の相談も受け付けています。平成30年は、窃盗、暴力、性非行等の問題を抱えた小学生から20歳代の方に対して、心理相談を実施しました（実施件数：29件）。また、必要に応じて各種心理検査のほか、ワークブックを用いた働きかけを実施しています。

3 今後の重点課題

（1）関係機関との連携の強化と地域援助の推進

全国の法務少年支援センターでは、関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に「地域援助推進協議会」を開催しています。

当センターでは、令和元年7月に県内の教育機関、児童福祉機関、少年サポートセンター、NPO団体等の参加のもと、協議会を開催しました。今後も協議会を通じて、関係機関等との連携を維持・強化し、新たな交流や協働を目指していきます。

（2）激増する児童虐待問題への対応

平成30年7月20日に実施された児童虐待防止対策閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」には、法務少年支援センターの役割として「①児童虐待事案等の発見」や「②子どもの非行や問題行動に悩む保護者に対して、虐待の未然防止を図るための体制の強化」が掲げられているところであり、当センターでは、大学教授を講師に招へいして、児童虐待や児童福祉に関する研修会を開催し、児童虐待事案への対応能力の強化を図っています。

また、研修会に児童福祉機関の参加を依頼するなどにより、児童福祉機関等との連携強化を図っています。

4 三重法務少年支援センターの連絡先

相談受付は電話にて行っていますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

三重法務少年支援センター：059-222-7080

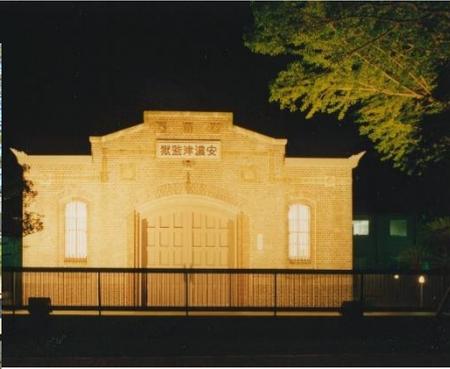
全国共通相談ダイヤル：0570-085-085

（月曜から金曜（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで）

【三重刑務所】（津市）



〔旧・三重刑務所（安濃津監獄）の正門〕



〔マスコット〕

【宮川医療少年院】（伊勢市）



〔授業風景（農園芸科）〕



〔治療的指導〕

【津少年鑑別所】（津市）



〔収容中の少年による作品（貼り絵）〕



〔収容中の所内生活（パソコン学習）〕

◆津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組◆

1 更生保護における犯罪被害者等施策の概要

平成19年12月から、更生保護の分野における犯罪被害者等施策が導入されました。法務省における被害者等通知制度は、検察庁、刑事施設、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所等が連携して、通知を希望する被害者等に対して、加害者の処遇等の状況を通知するものですが、更生保護における本施策は、被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度及び相談・支援の4つからなっています。

保護観察所において被害者等に対応する職員は、原則として被害者担当官及び被害者担当保護司とし、被害者対応の専用電話を設置して対応しているところです。

なお、意見等聴取制度は、主として地方更生保護委員会において実施されているもので、仮釈放等の際に、被害者等の意見を伺うものです。

2 加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組

保護観察所では、被害者等通知制度において、加害者の保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を被害者等に通知しているほか、心情等の伝達及び相談・支援を担っています。

心情等伝達制度は、被害者等が、保護観察所を介して、保護観察中の加害者に対して被害に関する心情等を伝達できる制度です。本制度は、その心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に配慮するとともに、被害者等の心情等を加害者に具体的に認識させるといった観点から実施されており、保護観察を受けている者に対して、犯罪被害者等の心情等を理解させるための取組です。

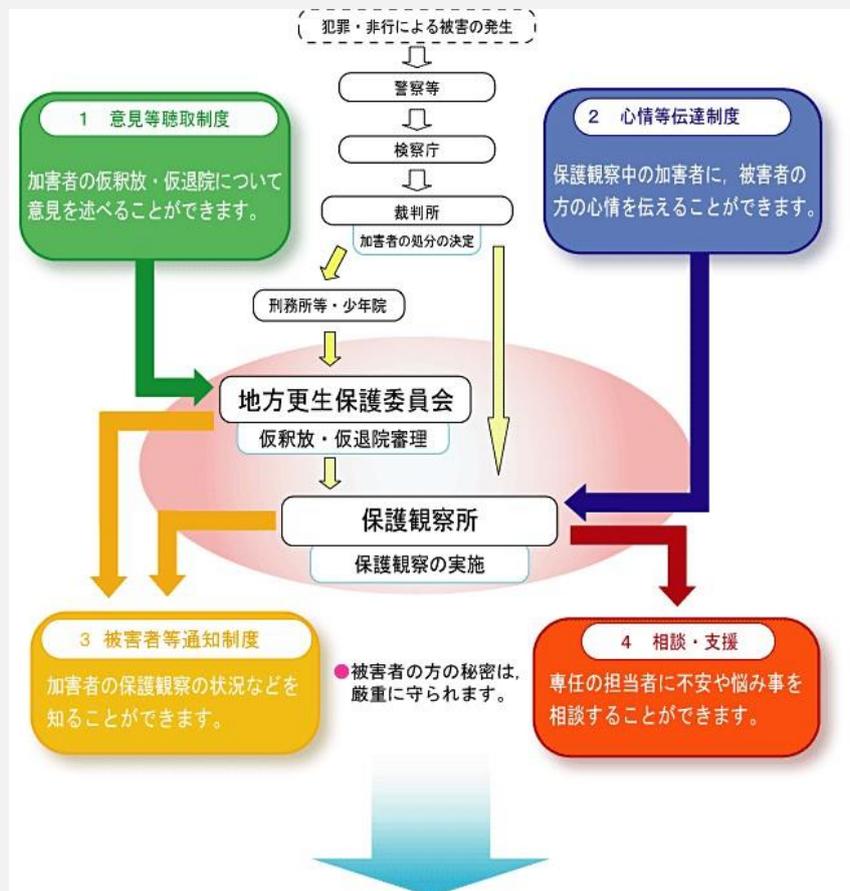
3 その他犯罪被害者等に対する取組

相談・支援は、犯罪被害者等からの相談に応じて、悩みや不安等を聴取し、その軽減又は解消を図ることや、犯罪被害者等の支援に関する制度の説明等を行うものです。

そのため津保護観察所では、みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関との連携を強化するとともに、保護観察所職員や保護司に対して、被害者等の心情等を理解するための研修を行っています。

【更生保護における被害者等施策の概要】

【法務省ホームページより】



◆県の犯罪被害者等支援のための取組◆

犯罪等により被害を受けた方及びその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることに加え、ケガの治療や捜査への協力のほか、様々な行政手続きや裁判への参加等により、時間的・経済的に負担がかかり、これまでどおりの生活を送ることが困難になります。また、このような状況の中、周囲の人等から心無い言葉をかけられて苦しむ方も少なくありません。

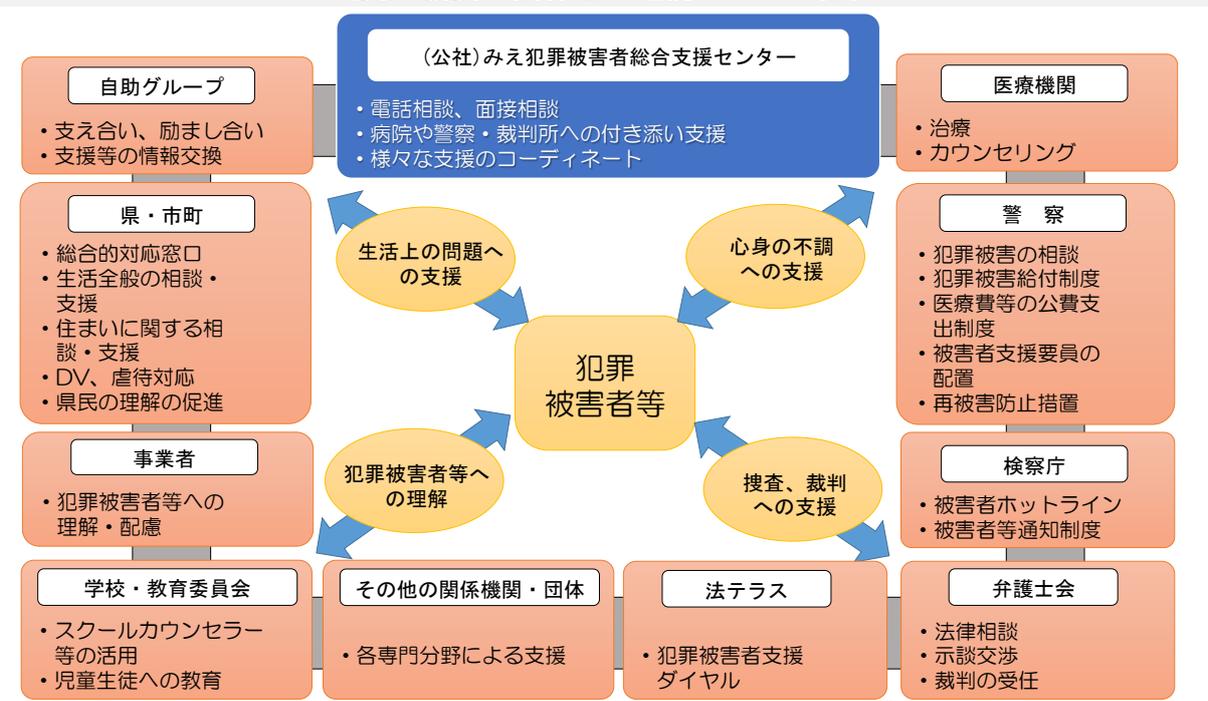
犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復又は軽減し、生活を再建するには、犯罪被害者等支援に関わる機関や団体が相互に連携し、犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れない支援を提供するとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、支援の輪を広げていくことが必要です。

県では、平成31年3月に、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成31年4月施行）し、令和元年12月には、本条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

加えて、本条例の施行に伴い、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、都道府県では初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。

今後は、本推進計画に基づき、犯罪被害者等支援に従事する方への研修や各種会議の開催等により、関係機関・団体間の相互連携を強化し、犯罪被害者等がいずれの機関に支援を求めても、必要な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように、本条例で定める「犯罪被害を考える週間」を中心に、広く県民の皆さんの理解を深めるためのイベントの開催等による広報啓発活動を実施することにより、社会全体で犯罪被害者等を支える三重の実現をめざしていきます。

〔関係機関・団体との連携イメージ図〕





(左上) いのちの言葉プロジェクト
による人形劇「しあわせの種」

(右上) パネルディスカッション

(左下) みえ犯罪被害者総合支援
センターによるパネル展示

〔「三重県犯罪被害者等支援条例」制定記念フォーラム〕



〔“犯罪被害を考える週間” 広報啓発活動〕



〔みえ性暴力被害者支援センターよりこ 啓発カード〕
(上) 表面 / (下) 裏面

① 少年・若年者に対する支援等

- 「三重県子ども・若者支援地域協議会」において、非行をした少年等への支援について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めていきます。
【子ども・福祉部】
- 非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導及び学習指導を行っていきます。
【子ども・福祉部】
- 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。
【子ども・福祉部】
- 非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることをしないよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行っていきます。
【警察本部】

② 女性の抱える問題に応じた支援等

- 犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。
【子ども・福祉部】

③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

- 犯罪や非行をした者に、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組んでいきます。
【子ども・福祉部】
- 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。
【子ども・福祉部】

④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

- 警察から注意を受けたにもかかわらず、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じていきます。
【警察本部】

- 13歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて、当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行っていきます。

【警察本部】

⑤ 暴力団関係者等に対する指導等

- 暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行っていきます。

【警察本部】

- 「公益財団法人暴力追放三重県民センター」と連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰支援を行っていくとともに、同センターが主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」（事務局は同法人内）及び県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定（同センターが他府県と締結）を活用し、暴力団からの離脱者に対する社会復帰対策を講じていきます。

【警察本部】

⑥ 外国人に対する支援等

- 津保護観察所や保護司等と連携のうえ、協力雇用主に対して、犯罪等をした外国人の受け入れを働きかけていきます。

【子ども・福祉部】

- 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。

【環境生活部】

- 外国人住民が、安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組んでいきます。

また、保健医療・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供していきます。

【環境生活部】

- 外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っていきます。

【環境生活部】

⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等

ここでは主に、本章で記載する取組の中から、犯罪をした者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

ア 「就労の確保」関係

- 自立相談支援機関においては、就労の確保に係る支援のほか、生活上の困りごとや不安を抱えている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

イ 「住居の確保」関係

- 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居の取組により支援していきます。《再掲》

【県土整備部】

- 三重県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。《再掲》

【県土整備部】

ウ 「高齢者又は障がい者等への支援」関係

- 三重県地域生活定着支援センターが行う地域生活定着支援事業では、刑務所出所者等について、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等を出所後直ちに福祉サービス等につなげるための特別調整のほか、相談支援業務として、出所者等本人及びその家族を含む関係者を対象に、福祉サービス等の利用に関する相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。《再掲》

【医療保健部】

エ 「薬物依存者への支援」関係

- 三重県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。《再掲》

【医療保健部】

- 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図っていきます。《再掲》

【医療保健部】

- 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組んでいきます。《再掲》

【医療保健部】

オ 「学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止等」関係

- いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。《再掲》

【教育委員会】

- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

- 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

- 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。《再掲》

【教育委員会】

カ 「少年・若年者、発達上の課題を有する者等への支援」関係

- 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

- 犯罪や非行をした者が、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

- 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

キ 「外国人への支援」関係

- 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。《再掲》

【環境生活部】

- 外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っていきます。《再掲》

【環境生活部】

⑧ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進等

従来から犯罪をした者等を支援し、その更生や社会復帰を図る取組は、主として更生保護事業として全国的に、法務省(保護観察所)の主導のもとに取り組みられてきました。

地域社会においては、保護司(及びその団体である保護司会)をはじめ、更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

県内では、更生保護ボランティアとして、令和2年1月1日現在で、計681人の保護司が法務大臣から委嘱されており^(※15)、県内16の保護司会が、各地域において保護観察対象者等の担当をはじめ、犯罪予防活動等に従事しているほか、更生保護女性会が県内14地区、BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会が県内6地区で、それぞれ更生保護や再犯防止に係る活動を行っています。

このほか、県内16地区(全保護区)に、前歴を承知のうえで刑務所出所者等を雇用する事業主で構成される協力雇用主会があり、NPO法人三重県就労支援事業者機構の支援を受けながら、就労支援を行っています。

また、平成30年度には県内すべての保護司会(16地区)に、更生保護サポートセンターが設置され、保護司が駐在するなどにより、地域における関係機関・団体との連携を深めるなど、更生保護活動の拠点となっています。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会(更生保護施設三重県保護会)の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホーム(7事業所/津保護観察所に登録されたNPO法人等が確保する宿泊場所)があるとともに、薬物依存者の更生に取り組むNPO法人三重ダルク等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア(少年警察協助手、少年指導委員及び少年警察学生ボランティア)が活動しています。

しかしながら、近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もあり、保護司等の新たな担い手の確保やボランティア活動が難しくなりつつあります。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、更なる協力体制を構築していくことも必要です。

【出典】 (※15) 津保護観察所より



〔新任保護司辞令伝達式〕



〔更生保護サポートセンター（亀山）〕



〔三重県更生保護女性連盟会員研修会〕



〔更生保護サポートセンター（鈴鹿）〕



〔三重県BBS連盟総会〕



〔伊賀市BBS会 ケース研究会〕

◆三重県における更生保護女性会の取組◆

1 更生保護女性会の概要

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、犯罪をした者等の立ち直りを支援する女性のボランティア団体であり、犯罪予防活動や更生支援活動のほか、子育て支援活動、青少年健全育成活動など、その地域に根差した幅広い活動を展開することにより、あたたかな人間愛をもって、誰もが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動しています。

2 三重県の更生保護女性会

県内には、三重県更生保護女性連盟に加入している14の地区会があり、平成31年4月1日現在2,425人の会員が、各々の地区において、地域のニーズと更生保護女性会会員の自主性による様々な活動を行っています。

3 更生保護女性会の活動の広がり

犯罪をした者等の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、地域における更生保護の土壌を創りあげるための活動をしています。

例えば県内では、小学校や中学校の児童や生徒の登校時に校門前でのあいさつ運動を行ったり、「ほっとけない」という精神、「子育ては地域育て」という視点に立って、子育て問題を地域全体の問題として捉えながら、子育て中の親を対象とした子育て相談や親子ふれあい行事をはじめ、講演会やケース研究会、ミニ集会などを行っています。また、更生保護施設三重県保護会の入所者に「おふくろの味」を振る舞い、衣類を提供するなどの協力活動を行ったり、三重刑務所に花を定期的に届けたりするなど、活動の幅が広がっています。



〔朝のあいさつ運動〕



〔親子ふれあい行事〕



〔ケース研究会〕



〔更生保護施設における食事づくり〕

◆保護司及び保護司会とその任務 ～犯罪予防活動を中心に～◆

1 保護司とは

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、任期は2年、再任は妨げないものとされ、給与は支給されないものの、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給されます。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察対象者等の指導・支援を担当するほか、保護司会に所属し、保護司会が主体となって行う犯罪予防活動等に従事しています。

2 保護司会の任務

保護司は、各々の地域（保護区）ごとに保護司会を組織しており、全国に886、県内には16の保護司会があるとともに、これらの保護司会を連合して、津保護観察所管内（県内）には、三重県保護司会連合会があります。

保護司会では、地域における犯罪予防活動等を活性化させ、その充実化を図っているところです。保護司会の任務としては、犯罪予防活動や社会資源を開拓する活動等の地域活動、保護司の職務に関する連絡及び調整、保護司の職務に関する研修、保護司会の活動に関する広報宣伝、保護司の人材確保の促進に関する活動などが挙げられます。

3 保護司会活動における犯罪予防活動

特に犯罪予防活動は、地域社会の方々に対して、保護司が持つ犯罪者の改善更生等に関する知識を基盤として、各関係機関・団体と協力し、犯罪予防と更生保護についての問題意識を向上させることを目的に実施しており、併せて、犯罪の発生の原因となる環境条件を除去するなどにより、犯罪予防の効果を上げようとする活動です。

また、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方の更生について理解を深め、各々の立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”（毎年7月が強調月間）において、保護司会は、地区推進委員会の要として活動しています。

4 犯罪予防活動としての“社会を明るくする運動”

三重県では知事が“社会を明るくする運動”の三重県推進委員会委員長となって、この運動を盛り上げているところであり、県内各地においても、多くの市町の首長や職員の方々に加えて、各関係機関・団体からの多大な協力を得ながら、各地区の保護司会を中心に、県内の主要駅やショッピングモールなどでの啓発活動を実施しています。

また、小学校や中学校において薬物乱用防止教室を開催し、小中学生を対象とした作文コンテストを行っているほか、各種講演会、更生保護女性会やBBS会とともに保護観察対象者の仮想事例を題材としたケース研究会等を開催しています。

なお、“社会を明るくする運動”は令和2年に70回目を迎えます。



〔保護司処遇基礎力強化研修〕



〔“ケシ撲滅運動”への協力〕



〔津保護司会 津市と連携した啓発活動〕



〔鈴鹿市保護司会 中学生一日保護司委嘱〕



〔松阪保護司会 市民集会〕



〔鳥羽志摩保護区保護司会 作品表彰式典〕
〔ポスター・作文・習字・標語〕



〔第69回“社会を明るくする運動”〕

〔左〕三重県推進委員会会議 三重県副知事 挨拶



〔右〕ポスター（主唱・法務省）

◆津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組

～近年の保護司及び保護司活動に関して～◆

1 課題としての保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化

三重県の更生保護において、更生保護制度の根幹を支える保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化は、大きな課題となっています。

三重県の保護司の充足率は、平成23年1月1日には95.2%（定員764人のところ727人）ありましたが、平成31年1月1日には90.6%（692人）まで減少し、令和2年1月1日現在では、更に減少して89.1%（681人）となっています。

なお、全国では平成31年1月1日現在、定員52,500人のところ47,245人で、充足率は90.0%です。

更生保護には、再犯を防止することにより、新たな被害者を生まないという役割があり、保護司の減少は、地域の安全・安心にも関わる大きな課題です。

三重県では、保護観察対象者等の減少もあって、現在では平均して、保護司1人当たり概ね1件程度を担当している状況ですが、保護観察や生活環境の調整などの事件の担当だけでなく、地域における犯罪予防活動などの保護司会活動の活性化の推進や、高齢の保護司が今後定年により辞任していくことを踏まえた場合、地域における保護司の安定的確保が課題となっています。

2 保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化に向けて

保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司候補者を確保することなどを目的に、令和元年度には県内で「保護司候補者検討協議会」を4回開催しました。

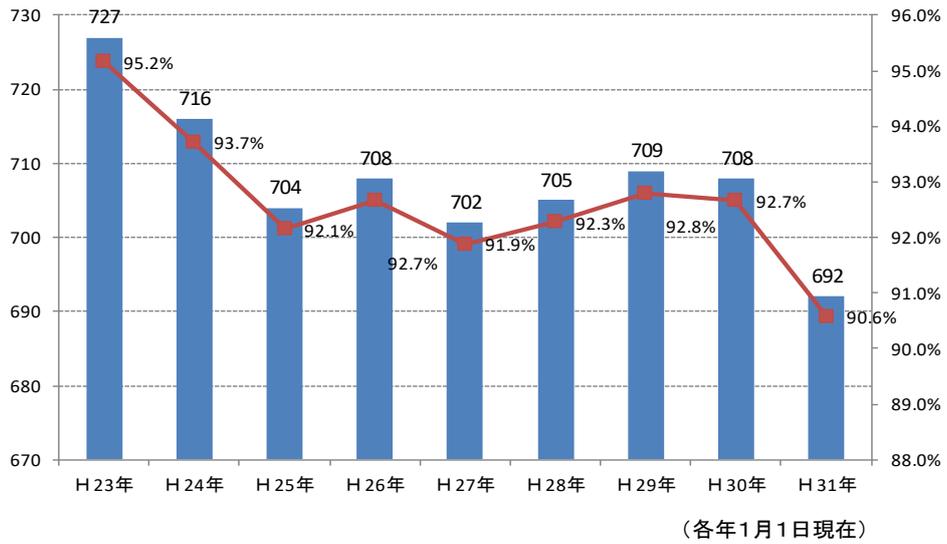
検討協議会では、地域の自治会長や地域住民、民生委員・児童委員の代表者、行政機関や社会福祉協議会職員、小中学校長、保護司OBなどが集まり、更生保護について理解を深めるとともに、適任者の発掘に努めています。また、保護司会や津保護観察所においても、関係機関・団体に働きかけ、広報活動を行っています。

3 再犯防止の拠点としての「更生保護サポートセンター」と保護司活動の支援

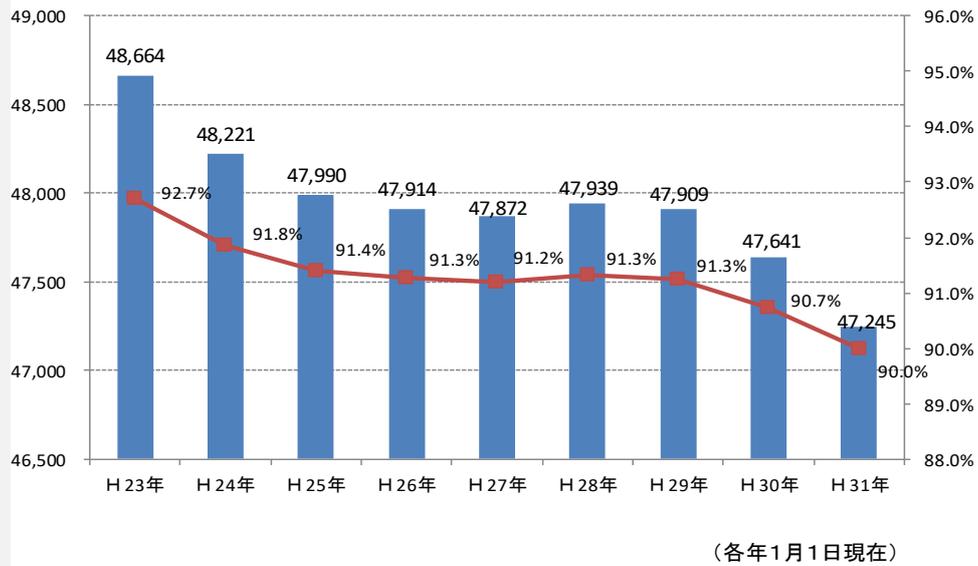
一方、県内では平成23年に松阪、平成24年に津、平成25年に四日市及び鈴鹿の各保護司会で設置が始まった「更生保護サポートセンター」について、平成30年度には県内全16保護区において、当該地区内の公共施設内等に設置され、保護司同士が相集い、犯罪予防活動の拠点、各種ケース協議の場として、また各関係機関・団体との連携や会議の場として活用されています。また同センターは、経験の浅い保護司が、経験豊かな先輩保護司の助言を受けやすい場にもなっています。

津保護観察所においては、特に新任の保護司には、経験豊かな保護司とともに一つの事件を担当することや、複数担当指名の積極化により、保護司の事件担当に係る経験を共有化し、経験を次世代に繋いでいくことを重視しています。もともと、事件担当においては、担当の保護観察官が全力でサポートし、協働して保護観察対象者等の支援や指導を行っているところです。

三重県における保護司数の推移



(参考)全国の保護司数の推移



〔保護司候補者検討協議会〕



〔保護司等代表者協議会及び
更生保護サポートセンター連絡協議会〕

① 民間ボランティアの確保

- 県のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、ＢＢＳ会等の活動について周知し、県民の理解の促進に努めていくとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、津保護観察所等への相談を呼びかけ、人材の確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

- ＢＢＳ会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年層に人材を求めるものについては、津保護観察所とも連携のうえで、学校等への呼びかけを行い、学生や若年層への参加に向けた意識の醸成に努めていきます。

【子ども・福祉部】【教育委員会】【警察本部】

- 退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めていきます。

【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会】

- 警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組んでいきます。

【警察本部】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

- 更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行っていきます。

【子ども・福祉部】

- 関係団体が行う研修会等において、県有施設の会議室の提供等で協力を行うほか、要請に応じて関係職員の派遣等を行い、支援に併せて県と関係団体等の連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等

- 津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

(2) 広報・啓発活動の推進等

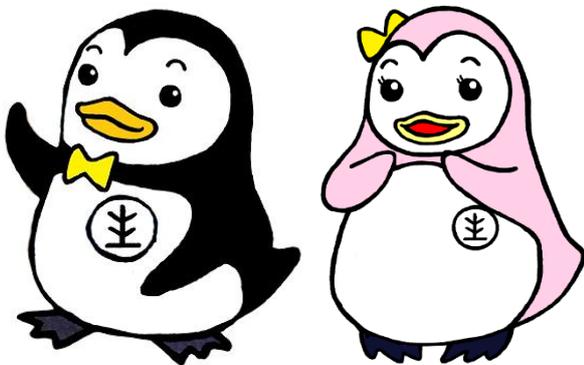
犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、国民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約70年前から、“社会を明るくする運動”として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。本県もその趣旨に賛同し、毎年7月の「強調月間」等に際しては、津保護観察所等と連携して啓発活動を行うとともに、市町も各地区保護司会等と連携し、様々な活動を行っているところです。

なお、再犯防止推進法の施行を受け、平成30年から毎年7月は「再犯防止啓発月間」ともなっています。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、国民にとって必ずしも身近なものではなく、国民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという現状があります。

今般の国の再犯防止推進法の施行及び再犯防止推進計画の策定、そして県の地方再犯防止推進計画の策定を契機に、幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。



〔更生保護のマスコットキャラクター〕

『更生ペンギンの
ホゴちゃん（左）とサラちゃん（右）』

立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、
犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しい
ペンギンです。

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



『生きるマーク』

シンボルマークは甲骨文字の「生」をモチーフ
としたもので、樹木の芽がのびていく様を表現
しています。

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

○ 津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年7月初頭には、駅頭での広報活動を引き続き行っていきます。

また、毎年7月が「再犯防止啓発月間」になったことも踏まえ、「社会を明るくする運動」に併せて、新たな再犯防止の啓発活動についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

○ 「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題について、学校教育や社会啓発、県職員研修等の機会を取りあげ、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

【子ども・福祉部】【教育委員会】

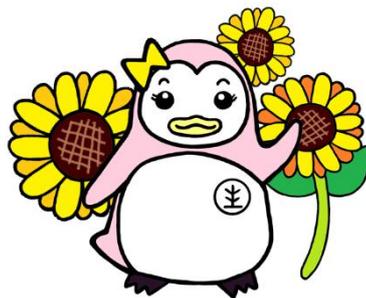
② 民間協力者に対する表彰

○ 更生保護事業に長年貢献された功労保護司に対して、知事が感謝の意を表するため、毎年11月に、津保護観察所及び関係団体（更生保護ボランティア団体等）が主催する「三重県更生保護事業顕彰式典」又は「三重県更生保護大会」において、引き続き感謝状の贈呈を行っていきます。

【子ども・福祉部】



『幸せ（しあわせ）の黄色い羽根』



『サラちゃんとうまわり』

〔“社会を明るくする運動”のシンボルマーク〕

※「ひまわり」は“社会を明るくする運動”のシンボルマークです。



※津クイーンとJR津駅長

※法務省を代表して津地方検察庁検事正から三重県副知事へ内閣総理大臣メッセージを伝達

〔第69回“社会を明るくする運動”津駅頭広報活動〕



〔三重県更生保護大会 知事祝辞〕

【資 料】

用 語 集

(50音順)

○おしごと広場みえ

大学・短大・専門学校などに在学中の方、34歳以下の若年者の方、現在フリーターで安定した就職を目指している44歳以下の方及びU・Iターン就職を希望している方などに対して、キャリアカウンセリングやセミナーの開催、企業の見学会、企業とのマッチングなどを行っています。

【おしごと広場みえホームページより】

○救護施設

身体や精神の障がいや、何らかの課題（生きづらさ）を抱えていて、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設です。

利用者一人ひとりのその人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立を目指した取り組みを行っています。

県内には3施設あります。

【全国救護施設協議会ホームページより】

○教育支援センター（適応指導教室）

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置するものです。（教育相談室のように、相談を行うだけの施設は含みません。）

県内では桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、大台町、伊勢市、度会町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市に設置されています。

【文部科学省ホームページより】

○居住支援連絡会

住まいの確保が難しい方(住宅確保要配慮者)に対し、トラブル仲裁や緊急対応の案内といった必要な支援を行うことを目的に、不動産関係団体、民間の居住支援団体、行政が協力して設立した団体です。

高齢者などの入居を断らない民間賃貸住宅や不動産店に関する情報を提供するとともに、様々な支援を行うことにより、住まい探しにお困りの方が安心して住まうことができ、かつ家主が安心して住まいを提供できるよう支援しています。

なお、居住支援団体では、入居者にルール・マナーの指導、緊急時の通報対応、通訳の派遣、入居者と家主との間のトラブル仲裁等を行い、行政では、高齢者などの支援を行う団体、高齢者などの入居を断らない賃貸住宅、高齢者などに積極的に物件を紹介する不動産店をホームページで公開するとともに、居住支援団体等の紹介を行っています。

○子供・若者育成支援強調月間

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

県においても当該期間中に、子ども・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着化を図っています。

【内閣府ホームページより】

○子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者に対して、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められており、支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体に設置されるものです。

都道府県では現在、全国で42都道府県(三重県を含む)に設置されています。

【内閣府ホームページより】

○コレワーク(矯正就労支援情報センター)

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されています。

ハローワークに、受刑者等専用求人を出すにあたって必要となる受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした、採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

なお、東京矯正管区及び大阪矯正管区の矯正就労支援情報センター室(さいたま市/大阪市)は、各々「コレワーク東日本」及び「コレワーク西日本」との通称名を使用しています。

【法務省ホームページより】

○児童自立支援施設

不良行為を行った児童や、そのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。

子どもの日常の生活を支えるとともに、学校に代わっての学科指導、職業指導などを行うとともに、退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行っています。

【独立行政法人福祉医療機構ホームページより】

○自閉症・発達障害支援センター

自閉症・発達障害支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関であり、都道府県・指定都市自ら又は都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。

発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

県内には2つのセンターがあります。

【国立障がい者リハビリテーションセンターホームページ「発達障害情報・支援センター」より】

○住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法による支援の一つであり、離職等により住居を失った方、または失うおそれの高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するものです。

【厚生労働省ホームページより】

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、賃貸住宅の賃貸人が都道府県等に登録し、都道府県等では、その登録された住宅の情報を、住宅確保要配慮者等に広く提供しています。

対象となる方（入居者）は、低額所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者（発災後3年以内）世帯等であって、家賃等を支払うことができ、自立した日常生活ができる方（支援を受けることによって自立ができると見込まれる方を含む）です。

○就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する事業です。

【厚生労働省の生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱より】

○障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着にあたって、就業面における支援にあわせて、生活面における支援を必要とする障がい者に対し、身近な地域において、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人等が運営しています。

【厚生労働省三重労働局ホームページより】

○少年警察学生ボランティア（名称：若樫サポーター）

非行少年等の立ち直り支援及び少年の非行防止・健全育成活動を効果的に実施するため、警察職員、学校、他の少年警察ボランティア等と協働して、社会奉仕やスポーツ、農業体験活動等の各種体験活動及び非行防止教室の支援活動、少年の健全育成にかかわるキャンペーン等の広報啓発活動を行うほか、街頭における少年補導活動や少年への呼び掛け・あいさつ活動、学習支援活動等を行っています。

資格対象は、三重県内に所在する大学、専修学校に在学している学生又は三重県内に居住する大学、専修学校に在学している学生とし、三重県警察本部生活安全部少年課長から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年警察協助手員

少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、非行少年等に対する継続的な指導・助言により立ち直りの支援、街頭パトロールによる少年の補導や少年を取り巻く有害環境の発見、危険箇所の点検等のほか、非行防止のための広報啓発や少年の健全育成に関する相談も行っていきます。

身分は警察署長から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年警察ボランティア

少年の非行防止と健全育成を進めるためには、警察や関係機関の活動だけではなく、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」という意識を持って自発的な取組を行っていただくことが大切であり、警察では、少年の非行防止及び健全育成のための活動にあたっていただくため、地域の方々に「少年警察協助手員」「少年指導委員」「少年警察学生ボランティア」として委嘱しており、これらの方々を総称して「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置づけており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年サポートセンター

少年非行を防止し、少年の健全育成を図るとともに、少年が犯罪等により被害を受けた場合の支援等の活動について、専門的知識を有する者が継続的に行うため、少年補導職員（少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行う職員）や少年相談専門職員（複雑な少年相談事案の処理や少年相談担当職員への指導、助言等を行う職員）を中核とする少年問題に関する専門組織として、全都道府県警察に設置されています。

少年警察ボランティア等との共同での補導活動（盛り場や公園等での日常的な補導活動等）や関係機関・団体等とのネットワークの構築（関係機関や団体等との日常的な情報・意見交換等）、情報発信活動の充実強化（学校等での薬物乱用防止や非行防止教室の開催等）などを行っています。

県内では北勢（四日市南警察署）、中勢（津警察署）、南勢（伊勢警察署）、伊賀（名張警察署）の4センターが設置されています。

【警察庁ホームページ、三重県警察本部ホームページより】

○少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき委嘱され、飲酒や喫煙をしている少年や風俗営業所等の客として出入りし、又は付近を徘徊している18歳未満の少年、その他少年の健全な育成に障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うほか、風俗営業等を営む者等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行っています。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導、その他の援助を行うほか、少年の健全な育成に役立つ施策、活動への協力を行っています。

身分は、三重県公安委員会から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

○自立相談支援機関

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的及び計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る機関です。

なお、各福祉事務所設置自治体が、直営又は委託により運営しています。

【厚生労働省の生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱より】

○スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校に配置されている臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門職員のことです。

○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術により学校において問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員のことです。

○生活保護受給者等就労自立促進事業

福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなど、ワンストップ型の支援体制を整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する事業です。

【厚生労働省ホームページより】

○青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月に、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等と連携しながら、総合的な非行・被害防止活動を展開しています。

県においても当該期間中に、関係機関、関係団体、地域住民等が、青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成、有害環境への適切な対応等、諸施策及び諸活動を有機的な連携のもとに集中的に実施しています。

【内閣府ホームページより】

○青少年非行防止活動強化期間

地域の実態に応じて青少年の非行問題に対応し、「地域の子どもは地域で育てる」という気運の熟成をめざして、小学校、中学校、高等学校の夏季休業日に応じて、強化期間を設定しています。

○地域包括ケアシステム

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、また今後は認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

【厚生労働省ホームページより】

○地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関です。

厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施し、「身近に相談できる機関」として全都道府県に設置されています。

県内では四日市市、津市、伊勢市、伊賀市に設置されています。

【厚生労働省ホームページより】

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方（日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方で、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方）が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

事業の実施主体は都道府県（又は指定都市）社会福祉協議会とし、窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施しています。

【厚生労働省ホームページより】

○農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

【農林水産省ホームページより】

○法務少年支援センター

「子供が学校で友達とトラブルを起こしてしまい、困っている。」

「家庭内でのしつけについて悩んでいる。」

法務少年支援センター（少年鑑別所）では、そのようなお悩みを、心理学等の専門的知識を有する職員が丁寧にお聞きし、例えば保護者の方に対して、今後のお子さんとの接し方を助言したり、お子さん御本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。

お一人でお悩みになる前に、まずは、お近くの法務少年支援センター（少年鑑別所）までお気軽にお問い合わせください。

【法務省ホームページより】

○学び直し支援制度

高等学校等を中退して再入学する場合、卒業するまでに高等学校等就学支援金（県立高等学校の授業料分の金額を支給する国の制度で、私立高等学校には加算もあり。）の支給期間 36 月（定時制・通信制の場合 48 月）を超えてしまう場合がありますが、その場合も最長 2 年（24 月）まで、就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」を実施しています。

○みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）

県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口を設置しています。

なお、この相談業務は、県が公益財団法人三重県国際交流財団に業務委託しています。

○三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会

連絡会の会員相互が連携を密にして、暴力団からの離脱者に対する社会復帰対策を講じるとともに、健全で明るい社会づくりに寄与することを目的として開催しているものです。

【公益財団法人暴力追放三重県民センターホームページより】

○三重県薬物乱用対策推進本部

国の薬物乱用対策推進会議（議長：厚生労働大臣）の地方本部として、各都道府県に設置されたもの（本部長：知事）であり、県の関係部局職員（教育委員会、警察本部を含む）のほか、国の関係出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所等）が本部員となっています。

【厚生労働省ホームページより】

○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に理解や熱意があり地域の実情に詳しい方が地域の推薦を受け、各市町の民生委員推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱されています。

一定の区域を担当し、住民の生活上の課題や高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉など様々な社会福祉の分野に関して、常に住民の立場に立って相談・援助に応じています。

また、担当区域の住民の方が必要な福祉サービスが得られるよう、関係する行政機関等とのパイプ役となるなど、地域の福祉向上に努める奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

民生委員・児童委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

○薬物乱用防止教育認定講師

ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの共同認定によるボランティアの薬物乱用防止に係る認定講師です。

なお、「ライオンズクラブ」は世界規模の奉仕団体であり、うち日本の岐阜県と三重県の地域が「334-B 地区」となっており、ライオンズクラブの各地区単位で、薬物乱用防止教育認定講師養成講座が行われています。

○薬物乱用防止指導員／薬物乱用防止指導啓発団体

薬物乱用防止を推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解を持つ指導員及び指導啓発団体を知事が委嘱しており、啓発活動のほか、県民の立場から覚せい剤等薬物乱用防止に関する問題点、改善すべき点などについての意見をいただき、薬物乱用防止活動に反映しています。

指導員は主に保護司と学校薬剤師、指導啓発団体はライオンズクラブとロータリークラブが委嘱を受けているとともに、保健所長推薦の指導員・指導啓発団体もあります。

なお、指導員については、厚生労働省により、各都道府県に置くこととされ、精神保健福祉センター（三重県ではこころの健康センター）等の関係行政機関との連携を密にし、また各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開することのほか、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、さらには相談を行うものとされています。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

三重県再犯防止推進計画

令和2年3月

三重県子ども・福祉部地域福祉課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2256

FAX：059-224-3085

E-mail：fukushi@pref.mie.lg.jp

